

第 4 回
浜坂町・温泉町
合併協議会会議録

平成 16 年 1 月 21 日

浜坂町・温泉町合併協議会

第4回浜坂町・温泉町合併協議会 会議録

日 時 平成16年1月21日(水) 午後1時30分～午後5時45分

場 所 温泉町夢ホール

出席者

協議会委員(計20名)

浜坂町	浜坂町	温泉町	温泉町
中村政行	木谷重幸	馬場雅人	朝野美喜代
丸山諄二	熊本恭乃	松元襄司	岡田衆二
小林俊之	中井登	田中要	田中董
田中満穂	中田雄久	西脇明	中井祥三
田村昭	西垣晋輔	西村公子	中井功

顧問(計1名)

兵庫県議会議員
丸上博

幹事会(計6名)

浜坂町	温泉町
脇本松夫	北村繁行
岡村克巳	竹中洋二
島田信夫	谷口賢人

事務局(計6名)

阪本晴良	太田洋二
西村大介	宮脇美智子
西村徹	川崎晴人

欠席者

協議会委員

なし

第4回浜坂町・温泉町合併協議会

日 時：平成16年1月21日（水）

場 所：温泉町夢ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

(1) 報告事項

報告第13号 浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について

報告第14号 住民・中高生アンケート調査集計結果について

(2) 協議事項

協議第18号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第19号 特別職の身分の取扱いについて

協議第20号 新町建設計画（その2）について

協議第10号（継続） 新町の事務所の位置について

協議第11号（継続） 新町の名称について

5 その他

(1) 第5回協議会の開催について

日 時 平成16年2月18日（水）13：30～

場 所 浜坂町多目的集会施設 2階ホール

協議事項

- ・地方税の取扱いについて
- ・議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- ・農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- ・新町建設計画（その3）について

6 閉 会

阪本事務局長 定刻になりました。ただいまから第4回浜坂町・温泉町合併協議会を始めさせていただきます。

松元議長、よろしくお願いいたします。

松元議長 皆さん、御苦労さんでございます。

午前中は本当にこの上ないいい天気にも思われたんですが、先ほどから何かちらりちらりとしているような、非常に冬の季節がそのものと感じられるようになってまいりました。

この合併協議会も回を重ねてまいりましたが、それぞれ周辺の合併協議会では結論が出て次に進むという段階になっているようでございます。各町でいろんな協議が進められてここに来ているものと思っております。我がこの協議会におきましても佳境に入ってきているといった感じでございます。皆さん、十分な審議をしていただきまして、前進また前進という形をとっていただけたらと、そう思っている次第でございます。本日、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから、第4回浜坂町・温泉町合併協議会を開催いたします。

続きまして、会長あいさつ。

中村会長、よろしくお願いいたします。

中村会長 皆さん、こんにちは。

第4回の浜坂町・温泉町合併協議会の開会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

丸上顧問を初め、委員の皆さんには、季節柄大変お忙しい中をお繰り合わせ、全委員が御出席をいただきまして本協議会が開催をいただきますことを感謝とお礼を申し上げます。

昨年来より大変御精励をいただいておりますが、御承知のとおり、今年は正念場の年だというふうに思っております。何とぞよろしくお願いいたします。

以前にもおつなぎを申し上げましたが、1月9日付で、本協議会は県の重点指定地域に指定をいただきました。したがって、同日付で東田県民局長が本合併協議会の顧問に就任をいただいております。御報告をさせていただきます。本日は公務のために欠席ですが、山崎参事、今井総務課長等に来ていただいております。先ほども申し上げましたが、今年は本格的な協議になります。丸上顧問、東田顧問にも、アドバイスやら御意見をいただくことになろうかというふうに思っております。どうかよろしくお願いいたします。

さて、これは私どもの浜坂町の件であります。先般来より税の滞納の問題、時効の問題、また、きょうはこれに対する整理の特別班の問題等が報道されました。御報告を少々

させていただきたいというふうに思っております。大変なこういう合併協議の重要な時期、こんなことを、浜坂町の問題が起きてしまって大変申しわけなく思っております。

従来から浜坂町、多くの滞納を抱えておりましたが、滞納の38%に相当する5,400万相当が、これは法的に時効中断ができていない、時効であるという監査指摘を受けました。私どもはいろいろ調べたり調査して、これは真摯に受けとめて、これをなければならぬというふうに理解をいたしてありまして、今後残された滞納を早急にこれは、合併問題もあるわけでありまして、国税徴収法に基づいた整理をも図っていききたいということで、実は合併調印までにこれはぜひ整理をしていかななくてはならないというふうに、取り組みを既にスタートいたしてあります。浜坂町の町民には、税の公正、公平等の問題がありますから、きちっとした措置、また、温泉町の皆さんにも御報告して、御理解やら御了解をいただいて合併を進めなくてはならないというふうに思っております。大変申しわけないことであります。この場をおかりして陳謝を申し上げる次第でございます。こういった報告とおわびをさせていただきますが、御了解をよろしく願います。

さて、本日の協議会、率直な議論をいただく中で、互譲の精神で本協議の案件をぜひ前進させていただきたいというふうに思っております。よろしく願いを申し上げましてごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

松元議長 それでは、ここで会議の成立について、事務局から報告をお願いいたします。

阪本事務局長 では、報告させていただきます。

合併協議会規約第10条第3項の規定によりまして、委員の半数以上の出席で成立することになりますが、本日の出席は委員全員20名の出席をいただいておりますので、会議は成立いたしておることを御報告申し上げます。なお、顧問の丸上県会議員にも、お忙しい中御出席をいただいております。以上でございます。

松元議長 続きまして、会議録署名委員の指名の件につきましては、会議運営規定第4条第2項の規定に基づき、議長から指名させていただきます。

浜坂町の木谷重幸委員、温泉町の朝野美喜代委員をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の報告事項の提案をお願いいたします。

中村会長。

中村会長 それでは、報告事項の提案説明を申し上げます。

報告第13号、浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書

について、報告第14号、住民・中高生アンケート調査集計結果について。以上、2件の御報告の提案を申し上げます。

内容につきましては後ほど事務局長に説明をさせますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

松元議長 報告第13号、浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書についてを議題とし、会長にかわり、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 1ページをお願いいたします。報告第13号、浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について。浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について報告する。平成16年1月21日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について。浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書を取り交わしたので、別紙のとおり報告する。

この件につきましては、規約第8条で、顧問を2名まで置くことができる規定となっております。10月17日に締結いたしました規約に関する協議書第4条で、顧問は丸上県会議員のみのものでございました。今度、東田県民局長の御承諾をいただきましたので、協議書第8条の規定に基づき変更するものでございます。

内容といたしましては、規約、別表5（第4条関係）中、顧問、丸上博兵庫県県会議員とあるものに、顧問、東田雅俊兵庫県但馬県民局長を追加して変更するものでございます。

平成16年の1月9日付で、浜坂町長、温泉町長で協議書を取り交わしております。以上でございます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。報告第13号について御質問のある方は挙手をお願いいたします。

なお、町名、氏名を名乗ってお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、ないようでございます。

報告第13号は、御承認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、そのように、原案のとおり御承認いただいたものと決定いたします。

次に、報告第14号、住民・中高生アンケート調査集計結果についてを議題とし、会長にかわり、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 3ページをお願いいたします。報告第14号、住民・中高生アンケート調査集計結果について。住民・中高生アンケート調査集計結果について報告する。平成16年1月21日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

住民・中校生アンケート調査集計結果について。住民・中高生アンケート調査集計結果について、別紙のとおり報告する。

4ページから24ページまでが住民アンケートの調査結果でございますし、25ページから36ページまでが中高生アンケートになっております。このアンケートにつきましては、5町合併協議会が行ったアンケートを2町分を抜き出して集計したものでございます。それぞれの概要につきましては、担当の西村主幹から報告いたします。

西村主幹兼計画係長 それでは、失礼します。

それでは、私の方から、資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、資料の5ページをごらんください。第2回の協議会におきまして新町まちづくり計画策定の基本的考え方について御確認をいただきましたが、その中で、基礎調査の中の住民意向の把握につきましては、5町で実施しました住民・中高生アンケートを2町用に電算再集計して、結果情報を有効活用するということとしていました。このたび、集計と分析作業を終えましたので、報告をさせていただきます。

なお、この調査は、5町を前提とした調査でありましたので、2町分を再集計したときに、前提が異なるということで、設問の中には一部ぶれが出る設問もあろうかとも思いますが、大方の住民意向を把握するという面では目的は達せられるというふうに判断しているところであります。

また、結論を先取りしますと、2町と5町はおおむね同様の傾向を示しておりますが、わずか数%の結果の微妙な差によって、現状のまちづくりの評価や今後のまちづくりへの要望が浮き彫りになり、読み取ることができるのではないかと考えておりました、その差の分析内容につきましても、コメントとしまして記載しているところであります。

そして、5町というのは2町を含んでいますので、2町と3町を比較すると、その差はさらに大きくなるというふうに思われます。ちなみに、大きいものとしましては、2町で

は、やはりまず1つは、生活圏、商業圏において鳥取市との密接な関係にあること。また、国道などの幹線道の整備というよりも雇用促進対策、商業振興等の期待が大きいというふうな特徴が大きくあります。

あと、各項目につきましても、設問ごとの分析コメントをひし形の黒色のマークのところで記載をしておりますので、お読み取りいただきたいと思います。

それでは、まず、住民対象分のアンケート調査ということで、2町の全体の集計と、男女別、年代別、そして町別の結果をそれぞれ説明をさせていただきたいと思います。今回、住民のアンケートで67.3%の回収をいただいたところでありますけども、そのうち、男性の回答が63%、女性が35.4%で、若干性別の未記入者もありますので、そういう結果となっております。

6ページのところでそれらの内容を示しておりますが、年代別では50歳代が25%、そのほか70歳以上、60歳代の方が続いております、50歳代以上が7割をしめる回答となりました。なお、20代から30代の方も364名、また40代も703名ということで、若い年代層の方からも回答をいただいております。

8ページの日常生活でかかわりの多い市や町。どういった行動範囲が出ているかということですが、通学、通勤等につきましては、それぞれ各町の中での就業者、また通学者が大半を占めておりますが、浜坂町は鳥取市、温泉町は浜坂町への通勤が多いという結果が出ております。また、その他、買い物等につきましては、日常の食料品等は自町で済まされる率が多いようですけども、日用雑貨から徐々に電化製品ですとか、高額な買い物になるほど鳥取市への買い物の流れがふえております。なお、電化製品ですとか、レストランでの飲食という点では、温泉町さんでは自分の町の中で済まされるという率が若干高いという結果も出ております。

次に、病院利用ということで、9ページで示しておりますが、通院はそれぞれの町が多いようですが、温泉町から浜坂町への通院は17.4%、鳥取市への通院というものが、2町合わせて22%、一方、香住町と豊岡市への分につきましては0.4%程度となっております。また、身近なレクリエーション等につきましても、利用先は鳥取市が35.6%ということで、鳥取市に行楽に出かけるというケースが多いという内容となっております。

それ以降、住んでいる町の現状と評価等について11ページから書き上げておりますが、概要だけ説明をさせていただきます。満足度が比較的高いのは、2町合わせまして、下水道、ごみ処理対策ですとか、消防・防災、健康診断等、こういった生活に直接関連したサ

ービスについては比較的満足度が高い。

一方、12ページの不満度が比較的高いものには、雇用促進対策、バスや鉄道などの利便性、商業振興、こういった産業面でのもの、また、集落内の生活道路の整備等に不満の度合いが高いという結果が出ております。

これらの詳細に内容を示したものは14ページ以降、それぞれの項目に書き上げておりますが、町によりましていろんな分野で満足度、不満足度の違いが出ております。特徴的なものをそちらに書き上げております。

16ページからは、今後力を入れてほしい施策。これの上位は病院や診療所などの医療体制が21.3%、これが1番であります。次に、雇用促進対策、国県道などの幹線道の整備、バスや鉄道などの利便性、こういったものに今後力を入れてほしいという要望があります。また、各町別の上位におきましては若干町によりまして差がありますが、比較できるような資料をつけております。

次に、18ページ以降です。住んでいる地域のよさ、また誇れるところですが、自然環境の豊かさ、これが1番で、次に、温泉、スキー、海水浴、景勝地などの観光資源等、有名な特産品が生産されているという順位になっております。

次に、19ページは、合併した場合、将来的にどのようなまちづくりを行うべきかということで、道路、公共交通、公営住宅、上下水道などの生活環境が整ったまち、これが1番であります。その他、自然環境を大切にすまち、災害や交通事故、犯罪のない安全なまち、子育て支援等が続いております。これらにつきましても男女別、それから地域別の特徴を示しております。

20ページでは、今後、新町づくりの課題の中で、産業振興というのが大きな課題、また柱になるというふうなところですが、この項目は観光ゾーンの魅力アップと広域観光事業の育成、これが1番で、次に、農林水産物などを活用した特産物の共同開発が、主な産業施策として取り組んでほしいという内容であります。

次に、21ページでは、5町の一体感を増し、連携を深めるために必要な施策、これにつきまして、各町の福祉、医療、介護施設の共同利用の促進、これが1番でありまして、次に、各町の公共施設の機能を生かした相互利用、こういった既存施設などを有効に活用する、そういった施策が必要というふうな内容が上がっております。

次に、22ページでは、合併した場合に期待されることということで、1人3問、丸をつけていただいたわけですが、合併した場合の期待としては、各町で重複している経費が

削減でき、行政の効率化が図れるへの期待が最も多く、43%。次に、海、山、温泉の地域資源を生かした特色ある産業振興ができるというのが29.5%で続いております。行政の効率化を図り、地域資源を生かした産業振興を行うというのが住民の期待のようであります。

次に、合併について不安に思うこと。これにつきましては23ページで書き上げておりますが、これも同じく、1人3問、丸をつけていただきました。合併後の中心地域と周辺地域での格差が生じるというのが1番。合併後の本庁舎が遠くなれば不便になる。行政区画が広くなり、きめ細かいサービスができなくなる。行政区画拡大に伴う弊害への不安が高いことがうかがえます。

最後に、24ページでは、住民の参加と協働のまちづくりに向けて取り組みたいこと。1番目に、広報誌やインターネットなどにより、まちづくりの動きを知る。続いて、グループに加わり、地域活性化、福祉、美化運動等に取り組むというのが、こういうふうな順番で回答がありました。

次に、26ページをお開きください。ここからが中学・高校生アンケートの集計であります。この調査につきましては、住民アンケートの後に、昨年1月に各中学校4校、高等学校2校、それぞれ調査を行いました。調査対象者は1,188人でありまして、回収が1,111人、93.5%の回収率でありました。項目別に説明をさせていただきます。

28ページからが結果の概要であります。ふだんよく出かけるところということで、日用品、これらについては鳥取市が約40%ということで、鳥取方面に日用品の買い物の流れも中高生に相当あります。おしゃれ着ですとか電化製品などにつきましてはさらに比率が高まってまいりまして、鳥取市方面で87%で買い物をしている状況です。友達と遊びに行くところも鳥取市方面が48.3%ということで、家族で遊びに行く、レクリエーションの場としては鳥取市、こちらが82.9%というふうなことであります。

次に、30ページから、住んでいる地域のよさや誇れるところ。この結果につきましては、住民アンケートでも1位でありました自然環境の豊かさ、これが最も多く、続きまして、有名な特産品、観光資源、大体こういったところは住民アンケートとほぼ同じところではありますが、中高生で第4位に、お祭りや文化が大切にされている。地域でのこういった歴史的な行事ですとか触れ合い、そういったところに地域のよさや誇りを感じているところが中高生の特徴的なところではないかと思われまます。

次に、31ページは、住んでいる町の現状。これにつきましても、満足から不満までの

それぞれの度合いを見たところですが、やはり満足度が一番高かったのはお祭りや伝統行事、この面では満足度が非常に高い。一方、不満の度合いですが、買い物をする店、ショッピングについての不満、それから家族や友達と遊びに行く、そういうレジャーに対する場の不満、バスや鉄道などの便利さ、通学路等につきまして不満度が高いという結果であります。また、学校別に分析してみますと、学校のある地域の環境によってかなり大きな違いがあることもお読み取りいただくことができると思います。

33ページから、住んでいるところが将来どんなまちになってほしいか。まず、自然環境を大切にすまち、これに一番大きな期待を寄せておりまして、続いて、生活環境が整ったまち、にぎわいや活気のあるまち、こういったまちになってほしいという願いがあります。ここでも学校別の特徴がよくあらわれているという状況が出ております。

次に、34ページは、将来情熱を注ぎたい、または希望する職業の点ですが、まだわからないというのが、回答が3割。全体的には福祉や医療、また音楽や美術などの芸術活動が同率で一番多いという結果でありました。まだわからないというものが約3割ありますが、高校3年生になりますと、進路の決定ということもあわせて、わからない方は14.3%、半分まで落ちてきますが、高校3年生になると、福祉や医療に関すること、これが2割を超えるようになってまいります。

次に、35ページは、地元で生活したいと考えていますかということですが、全体的には京阪神で生活したいというものが約25%近くあります。これも学年別に傾向を見ますと、高校3年生のところ、一度は都会で生活し、数年後に地元に戻りたいというものが、高校3年生ですと33%、地元ですとこの場で生活したいという人も14.3%、合わせて5割近い方がこの地域で生活を望むと。一たん都会に出ても、帰って暮らしたいという希望があります。こういった地元の定住志向をとらえながらまちづくりを進めるということが必要ではないかというふうに思います。

36ページは、どのような交流、行事に参加したか。中高生では各町での祭りやイベントへの参加、学校行事の中での音楽会、体育大会、それぞれの中で他地域との交流がなされているといった状況です。次に、若い人がふえるために必要なこと。それにつきましては、最も多いのが便利で楽しいショッピングセンターやお店をふやす、これが最も多く、次に、都会から帰ってきて働ける場所や住むところを用意する、こういった就労の場づくりについても必要性があるという状況です。また、学年別につきましては、中学1年から高3ということで示しておりますが、高校3年生になると、都会から帰ってきて

働ける場所や住むところを用意すると、そういったところの回答が6割と大きなウエートを占めるようになっております。

以上で、報告第14号、住民・中高生アンケート調査集計結果についての報告とさせていただきます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入りたいと思います。報告第14号について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 ないようですので、報告第14号の御承認をいただいたものと決してよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、報告のとおり御承認いただいたものと決定いたします。

続きまして、協議に入ります。

協議事項の提案説明をお願いしたいと思います。

中村会長。

中村会長 協議事項の提案の説明を申し上げます。

協議第18号は、一般職の職員の身分の取扱いについて、協議第19号、特別職の身分の取扱いについて、協議第20号、新町建設計画(その2)について、協議第10号、継続であります。新町の事務所の位置について、協議第11号、新町の名称について、以上5件の御提案を申し上げます。

後ほど事務局長より説明をさせますので、御審議の方、よろしくお願いを申し上げます。

松元議長 では、協議第18号。

西脇委員 議長。

松元議長 動議ですか。

西脇委員 はい。

松元議長 では、西脇委員。

西脇委員 協議に入るまでに。温泉町の西脇でございます。

冒頭、会長である浜坂町長より、さきの浜坂町の税金問題についての説明がありました。それから、報道等で比較的詳しくなされ、その概要は十分に承知してあるわけですが、今回のこの合併は、互譲の精神で進めるといふ基本理念を持って入っておりますので、今さ

らだめ押しのことを言うつもりはありませんが、さきの温泉町の合併調査特別委員会におきましても、やはりこれから一緒になろうとする町のこの税の問題というのはいろいろと深く論議されました。

それで、私があえて申し上げたいのは、お互いの町にそれぞれの瑕疵があり、欠点はあるわけですが、事ここに至って、お互いに新しいまちを目指そうとしている時点でございますので、あえて相手の町の欠点をどうこうする気は毛頭ございません。先ほど町長が決意も述べられ、既に新聞報道でなされているように特別班をつくったり、それなりの全課長が任務に当たったりというようなことが示されております。我が温泉町において、じゃあ全く問題がないのかといえ、それぞれの町に抱える問題はあると思いますが、ぜひ合併時までには、お互いができるだけその町に抱えておる未処理事項、不適切事項については、それぞれの町が責任と自覚を持って、合併にきれいな形で持っていこうということを、あえて申し上げなくてもわかり切ったことですが、これから協議を円滑にするためにも、お互いが相手を理解し合い、何としても合併を成就させるということは、委員の一人とし、十分理解しておりますので、あえてこれからの協議をより円滑にするために、陰でごそごそでなしに堂々とお互いに理解し合い、幹事会等でいろいろと両町の問題点はより論議を深めていただきたい。合併協議委員としてはそういう気持ちで臨みたい、そんな気持ちでおりますので、ぜひ、浜坂町長さん、合併時までにはこの問題につきましてはできるだけきれいな形にさせていただくことを再度お願いして、意見とさせていただきます。

松元議長 今、西脇委員から意見といいましょうか、ちょっとあれですが、中途半端な形かもわかりませんが、これについてコメントがありましたら、町長の方で。

田村委員、どうぞ。

田村委員 浜坂町の田村です。私は、冒頭の会長のあいさつでああいうあいさつを聞いて非常に立腹しております。何できょうの席にああいうあいさつがあったかと。今、西脇委員がおっしゃっておるように、私たち浜坂町の町でも、このことについては真剣に取り組んでいこうと、皆さんに御迷惑をかけないという気持ちで今後も取り組んでいくということを決意をしておるわけです。その中であって、きょう、あなたの、会長のあいさつが、なぜこの場でああいうことを言われたかということ、僕は不満に思っております。取り消してください。

松元議長 暫時休憩します。

〔休 憩〕

松元議長 会議を再開いたします。

会長より、今のお二方についてのコメントをお願いしたいと思います。

中村会長 まず、西脇委員さんからの御指摘は、そういった方向で、課題や問題点をやっぱり私は率直に出して、理解をしていただいて進めていかななくてはならないというふうに思っております。

私どもの田村委員の方から御指摘をいただきましたが、きょうの協議会、けさの新聞もありましたし、先回からの新聞があって、浜坂町民の方からも御指摘やら意見をいただいておりますが、この問題は浜坂町の問題としながらも、私は合併協議を進める上では事実のきちとした詳しい内容は申し上げておりませんが、そういう状況の中で、事実、そういったことを御報告申し上げ、浜坂町として、やはり合併の調印までにそういった方向づけやら整理をして、温泉町の、幹事会もありますし協議会もありますし、合併協の中でも理解をしていただいて、スムーズな形に持っていきたいということで、あえて御報告を申し上げた次第であります。黙ってこの問題を置いておいて協議をすることよりも、おわびやら御報告を申し上げてこの協議会を進めていただくことが必至と考えておりますので、御了解をよろしくお願いを申し上げます。

松元議長 田村委員。

田村委員 浜坂の田村です。そういう話をここの場でしようと思ったら、それぞれの町で御相談をなさってこういう発言をしようという、何で委員の皆さんや議会の皆さんにお話ができるんですか。あんたひとりでそんなことで考えて、その気持ちで言ったちゅうわけで、迷わんわけだ。どこともそれぞれの町に多かれ少なかれ問題抱えたり事情があるわけだ。何ですか、そんなことは。きのうの委員会でもいろいろな意見が出たでしょう。議長とでも相談してやったちゅうならやったでいいですよ。そんな恥の恥さらし、何ですか、それは。そんな話ってないで、それは。ここに来てそんな話をするのではないと言いながら、何でそんなことを僕に言わせるんですか。何ぼ町長だっていったって、自分の町のことは町のことで考えていただかな困る。何ですか、それは。取り消さなんたら前に出ませんよ、これ。うちの委員も、僕ばかりがこう言っとるじゃないですよ。あんたがあいさつし出して、途中でやめるかと思うぐらい僕は腹が立っとった。どうしてくれるんですか、あんたは。訂正してください。

松元議長 田中委員。

田中（満）委員 浜坂町の田中です。当初の、私はとりあえず、西脇委員の気持ちにち

よっとお答えするようなことでお話をしたいと思います。

実は、例えば私は10カ月ほど前まで4年間、議会代表で監査委員をしていました。実は、時効の問題はその時分から指摘しておりましたし……(発言する者あり)いやいや、ですから、ちょっと待ってくださいよ。人の発言……(発言する者あり)

松元議長 静粛に。

田中(満)委員 そこで、僕は、むしろ浜坂町は温泉町と合併を、短く言いますよ、するために、本当に一生懸命取り組むために、あるものをきちんと整理して、例えばこれを合併まで持ってきたってわからんわけですわ、本当は、発表せなんたら、監査委員が。ですけれども、これはやっぱりパートナーとして選んだ限りは、あるものは出すだと、そういうふうに認識していただきたいと私は思います。以上。

松元議長 もうこのあたりで置いていただいたらと思うんです。合併協議に向かったの話をさせていただくということで、今、内部の問題については、町長の、会長の発言もいろいろありましたが……(発言する者あり)ちょっと待ってください。そういう思いを持っておりますが、副議長の方にちょっと。(発言する者あり)

丸山副議長 済みません。田村さんが言われた、これまでの発言は非常に不適切だということと、きのうも総務委員会やりましたし、それからずっと……(発言する者あり)そのときでございました。我が町が決して迷惑をかけないように取り組んでいるという田村委員の発言がありました。そのとおりで、決してほかの町に迷惑をかけない、我が町で解決していくんだということの中での合意の中でずっとやってきました。そういった中で、町長のそういった発言があったわけですけれども、実は私も委員の皆さんには申しわけないなという思いがしました、今。確かに、けさほど町長よりこういう発言をしたいと思うという中で、私は一定の報告はやっぱりしておくべきだと。あそこまで新聞に出ているのに、何もなかったよということであれば、必ずほかの場に出てくるだろう、協議の中で、そういった話は。それよりも事前にやられた方がいいじゃないですかということは、私の方から言いました。このことを浜坂の合併協議会の委員さんに連絡しなかったというのは私の不適切な行為だということをご反省させていただきます。そのことで浜坂町の中の内輪が壊れるというような不協和音を起こしてはならないというふうには思っていますので、何とか田村委員、あるいはうちの合併協の皆さん、あるいは温泉町の皆さんも……(発言する者あり)いや、何とか。(発言する者あり)

松元議長 暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

松元議長 それでは、会議を再開いたします。

ただいまの件につきまして、議事の途中ということで、私のタイミングのとり方が非常に悪かったことによりまして、皆さんに御迷惑をかけたと思います。それぞれの思いは十分お互いに察していただいていると思いますが、この件につきましては、私の議事不行き届きということで御勘弁願いまして、この件については置いていただきまして、次の議題に入らせていただくことを御了承願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、協議第18号、一般職の職員の身分の取扱いについてを議題とし、会長にかわり、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 37ページをお願いいたします。協議第18号、一般職の職員の身分の取扱いについて。一般職の職員の身分の取り扱いについて提出する。平成16年1月21日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目10、一般職の職員の身分の取り扱いについて。調整方針といたしましては、1点目は、職員の身分の取り扱いについては、2町の一般職の職員と美西衛生施設一部事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐ。2点目に、職員数でございますけども、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。3点目は、職員の給料でございますが、現給を保障し、合併による格差は速やかに調整する。4点目の職階でございます。職階につきましては、合併時に職名とともに級別標準職務表を調整し、統一するというところでございます。

38ページから、総務部会の事務事業の調整報告ということでございます。1点目に、課題、問題点等ということで掲げてございます。前段に課題、問題点が記載してございますが、合併が行われた場合、一般職の職員はすべて失職となりますが、合併特例法第9条第1項で、当該職員は合併後も引き続き職員としての身分を保有するよう措置することが定められております。その当該職員の任免、給与、その他の身分取り扱いに関しましては、公正に処理されなければならないことが定められております。このことから、任用制度、給与、及び他の勤務条件につきまして比較、検討の上、事前に十分協議を重ね、合併前後で著しい不均衡が生じないよう調整を行うことが必要であります。現況では、行政職給料表の級別標準職務が、町長、議会、教育委員会、農業委員会の各事務部局で両町にあるも

の、また、1町にあるものと職名の相違がございます。給料表につきましても、浜坂町は5つ、温泉町は3つの給料表であります。行政職、技能労務職、それぞれの給料表につきましても、号級、額、初任給基準とも同じでございますが、看護師、医師、それぞれが異なっており、初任給基準も異なっております。そういう問題があります。また、職員数につきましても、定員管理の適正化を図る上で、合併を機に定年前に退職する職員への勧奨制度の適用につきましても検討する必要があるということで、特に合併前の課題として掲げてございます。

この一番下の四角で困っておるところにつきましては、一般職の身分の取り扱いに関する関係法令が抜粋で掲げてあります。御清覧賜りたいというふうに思います。

それから、39ページでございますけれども、ここには現況比較表ということで、級別職務分類ということでございますが、1つ目に行政職給料表でございます。これは浜坂町と温泉町の比較を掲げてございますけれども、温泉町では、医療職の給料表がないということと、事務吏員、技術吏員に職員を分けておるため、職名が多くなっております。1級から3級までが主事、4級、5級が主査、5級、6級が係長、6級が課長補佐、7級、8級が管理職という職名となっております。町長部局はそういうことでございますけれども、議会の方も職名が主事と書記というふうなことで、浜坂町では主事、温泉町では書記というふうな職名がつけられております。教育委員会の部局では、司書という職名が浜坂町にありますけれども、温泉町ではそういう職名はなく、助教諭というのがまた温泉町の方にはございます。そういう点が相違しているところだということでございます。農業委員会につきましては同一のものでございます。

それから、40ページでございますけれども、2番目に技能労務職の給料表ということでございますが、これは2級の部分につきましては免許や資格があるという部分の職名が掲げてございますし、1級はそういう資格がない職名を掲げております。それから、3番目の医療職の給料表でございますが、掲げてありますように、浜坂町では医療職を3つの給料表でそれぞれの職名を掲げておりますけれども、温泉町では医師職の給料表があるというだけでございます。この辺が大きく違っているということでございます。

めくっていただきまして、41ページでございますけれども、ここは給料、初任給の関係を掲げてございます。1の給料でございますけれども、2町とも行政職と技能職の給料表につきましても、町村会準則の適用をしております、同じでございます。医療職が浜坂町で3つの給料表、温泉町が1つの給料表であり、個々の調整が必要だというふうなことが

言えると思います。初任給につきましては、行政職と技能職はそれぞれ同じでございますけども、医療職の部分が異なっておるということでございます。それから、3番目の企業職員の給与につきましては、それぞれ準用しておりますので、一般行政職の部分が同じですので、これは同じというふうに考えております。

それから、42ページでございますけども、ここは一般職の身分の取り扱いに係る先進地事例ということで、4つの町の先進地事例を掲げてございます。以上でございます。

松元議長 説明が終わりました。

ここで質疑に入ります。第18号について御質問がありましたら、挙手をお願いいたします。ありませんか。

〔質疑なし〕

松元議長 ないようですので、協議第18号は御確認いただいたものとして決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、そのように、原案のとおり御確認いただいたものと決定いたします。

次に、協議第19号、特別職の身分の取扱いについてを議題とし、会長にかわり、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 43ページをお願いいたします。協議第19号、特別職の身分の取扱いについて。特別職の身分の取り扱いについて提出する。平成16年1月21日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目は11でございます。特別職の身分の取り扱いについて。調整方針でございますが、1点目に特別職についてでございますが、町長、助役、収入役、教育長の設置、人数及び任期につきましては、法令の定めるところによるということでございます。なお、議会議員の定数及び任期の取り扱いにつきましては、別途の協定項目で協議させていただきます。2つ目に、町長、助役、収入役、教育長の給料、及び議員の報酬額は、現行支給額をもとに、類似団体の状況を参考にして、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し、調整するということであります。それから、3点目の費用弁償の支給の有無、並びに支給額は、類似団体の状況を参考に調整いたします。

大きい2点目でございますけど、その他の特別職ということで、行政職、行政委員会の関係でございますが、1つ目の教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員と固

定資産評価審査委員会の委員の数、任期につきましては、それぞれの法令の定めるところによって調整するということでございますし、農業委員会の委員の定数、及び任期の取り扱いにつきましては、これも協定項目の関係で、別途協議させていただきたいと思っております。

2点目の報酬額は、先ほど町長などと同じように、報酬審議会に準じた第三者機関により審議して調整をいたします。それから、費用弁償についても、同じく類似団体の状況を参考に調整をさせていただきたいということでもあります。

それから、大きい3点目でございますが、2町及び美西衛生施設一部事務組合において、条例等の規定に基づき設置されている審議会・委員等についてでございますが、1点目は2町及び美西衛生施設一部事務組合に設置されているもの、並びに2町に設置されていて、新町においても引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合するということでございます。それから2点目の、1町及び美西衛生施設一部事務組合のみに設置されているもので、合併時に施行される条例等により設置が必要なものにつきましては、合併時までに調整する。それ以外につきましては、合併後、新町において速やかに調整するということでございます。3点目には、合併時に設置が必要なものに係る委員報酬は、合併時までに、類似団体の状況を参考に、報酬審議会に準じた機関を組織し調整する。また、合併後に設置が必要なものに係る委員報酬についても、新町において同様の取り扱いといたしたいということでございます。

44ページには、それぞれの課題、問題点ということで掲げてございます。合併に伴い、2町の三役、各種審議会・委員会等の特別委員の委員が失職となるということがあるために、新たに選任する必要があります。現況では、特別職の報酬、委員会等の人数・報酬額等が相違しているために調整する必要があります。また、常勤の特別職及び、新町の町長職務執行者が法律に定められた方法により選任する特別職につきましては、その報酬額等を合併時に条例で定めなければならないために、合併までに協議し決定しておく必要があります。教育長につきましては、一般職の公務員でありますけれども、その規定が特別職の給与の規定に類似しておりますことから、この特別職の身分の取り扱いのところにおきまして協議をさせていただきたいというふうに思います。

めくっていただきまして、45ページでございますけれども、3点目に、常勤の特別職の取り扱いということで、町長以下四役の関係を掲げてございます。町長につきましては、地方自治法により町長を置かなければならないということがございます。2点目には、新町長は、合併の日から50日以内に選挙により選出されます。それから3点目に、新町長選

出までの間は、長の不在状態を防ぐため、2町の町長（町の職務代理者を含む）であった者から、その中から協議により職務執行者を定め、職務を行うこととなります。4点目には、新町長職務執行者は、公職選挙法により現職のままでは町長選挙に立候補できません。立候補する場合は辞職することになりまして、職務代理者をその場合は置かなければならないというふうなことがあります。それから5点目でございますけれども、退職の日から20日以内に新しい町長へ引き継ぎをしなければならないと決められております。助役につきましては、地方自治法によりまして助役を置くことが定められておりますけれども、条例により、置かないこともできます。それから2点目では、新町長の職務執行者は助役や収入役を選任できませんので、新しい町長が選挙をされてから、議会の同意を得て新たに選任することになります。それから3点目には、その方につきましては、10日以内にそれぞれ引き継ぎを行わなければならないということになっております。収入役につきましては、助役と同じように収入役を置くということが定められておりますけれども、条例によって、町長や助役にその事務を兼掌させることができるということが定められております。それから2点目には、地方自治法によりまして、収入役が欠けたときは、必ず職務代理者を置くことが定められております。3点目には、合併時に、職務執行者が収入役職務代理者を選任し、正式に収入役が選任されるまでの間は、職務代理者が収入役の職務を代理することとなります。それから、収入役につきましては、退職の日から10日以内に新しく選任された収入役に引き継ぎしなければならないというふうになっております。教育長につきましては、合併したときの最初の教育長は、教育委員会の委員が議会の同意を得て任命されるまでの間は、職務執行者によって臨時に選任された教育委員の互選によって決められるということになります。ということでございます。

それから、46ページの方には、非常勤、行政委員会の委員の取り扱いでございますけれども、行政委員会といたしましては、そこに6つの行政委員会の設置が義務づけられております。まず、教育委員会でございますけれども、定数は5人ということでございまして、2点目には、職務執行者が2町の教育委員であった者の中から臨時に選任をするということでございます。3点目には、臨時の委員の任期は、新しい町長の選挙の最初に招集される議会の会期の末日までということでございます。それから4点目には、議会の同意を得て最初に任命される委員の任期は、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年ということで、任期は新町長が定めるということが決められております。選挙管理委員会でございますけれども、定数は4人でございます。それから2点目に、議会において選挙

されるまでの間は、2町の委員であった者の互選によって定めるというふうに分められております。3点目には、互選を行うべき場所は、職務執行者があらかじめ関係人に通知するというところでございます。監査委員につきましては、定数は2人ということでございます。新町長が誕生してから、議会の同意を得て、識見を有する者及び議員のうちから選任するということになります。そこに職務執行者は監査委員を選任すべきではないということでございますので、町長が誕生し、議会が同意を得るまでは監査委員が不在というふうなことになると思います。農業委員会につきましては別途協議をさせていただきたいと思っております。それから、固定資産の評価審査委員会でございますけれども、定数は3人ということでございます。職務執行者が従来の委員であった者のうちから選任をするということでございます。公平委員会は共同設置でございますので、このたびは調整が必要はないというところでございます。

47ページ、48ページにつきましては、それぞれの特別職の任期と報酬額を比較したものでございます。それぞれ月で報酬額を決めたもの、年で決めたもの、日で決めたものというふうなことがありますけれども、中には年額と月額、日額と月額というふうなことで、多少報酬額の決め方に相違がございます。

それから、49ページから54ページまでは、特別職の身分の取り扱いの関係法令を掲載したものでございます。それぞれ御清覧賜りたいというふうに考えております。

それともう一つ、55ページでございますけれども、ここは先進事例として、3つの協議会の例を掲げてございます。これにつきましても御清覧賜りたいというふうに思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

松元議長 説明が終わりました。

質疑に入ります。協議第19号について、御質問のある方は挙手をお願いいたします。質問ありませんか。

〔質疑なし〕

松元議長 ないようですので、議案第19号は御確認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 異議なしのようでございます。そのように、原案どおり御確認いただいたものと決定いたします。

協議第20号、新町建設計画(その2)についてを議題とし、会長にかわり、事務局に

朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 56ページをお願いいたします。協議第20号、新町建設計画(その2)について。新町のまちづくりの理念と将来像について提出する。平成16年1月21日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目は6でございます。新町建設計画(その2)について。新町のまちづくりの理念と将来像について、別紙のとおり提出する。

めくっていただきまして、57ページ、58ページには、建設計画の目次を掲げてございます。

今回は、目次でいいますと、1番目のはじめにという部分と、大きい項目2番目の、地域の概況という部分につきまして成文としてお示しをいたしております。さらに、3番目の新町まちづくりの基本方針の中の1つ目ではありますが、新町まちづくりの理念と将来像という部分につきまして、理念につきましては成文としてお示しをさせていただいておりますが、将来像につきましては例を4点提示させていただいておりますので、これをたたき台としていただきまして絞っていただく、また、修正を加えていただきながら、皆さんが共有できる将来像について協議を進めていただきたいというふうに考えております。

詳細につきましては、担当の西村主幹の方に説明をしていただきます。

西村主幹兼計画係長 それでは、私の方から、資料に基づいて説明させていただきます。

先ほど局長から目次の説明があったわけですが、委員さんの中で、きょうはどの部分の協議ということがわかりやすくするというので、目次をつけさせていただいております。

前回の協議会で、2町の状況データ、また、御協力をいただきました委員アンケート等を報告、承認いただきまして、また、本日は住民・中高生アンケート結果を報告し、計画策定のための一連の基礎調査を終えましたのを受けまして、新町まちづくりの理念、将来像の案を提出させていただいております。第2回の協議会で基本的な考え方についてということで確認をいたしました。理念と将来像につきましては計画の中の構想部分ということで、計画全体の骨格となるということで、施策とか事業等につきましては、その方針をもとに作成されるという位置づけになっております。

目次の一番上に書いてありますけども、今後、将来像、施策等の協議を踏まえまして、フィードバックして加筆、修正、また再構成、図面の挿入、装飾が施す場合があるという点について申し添えておきたいと思っております。

まず、ページめくっていただきまして、59ページですけれども、これは合併の必要性ということで、導入部分でありまして、4点を背景として記載をしております。1つには人口減少、少子高齢化への対応ということであります。2つ目には地方分権の加速と自治能力向上の必要性。3点目には行財政基盤の強化・効率化の必要性。4点目としまして、住民ニーズの多様化・高度化への対応ということで、構造的に旧来の行政手法では成り立たないというふうな状況が出ておりまして、自立が求められている。また、住民参加型のまちづくりが求められているというふうな背景になっております。

続きまして、61ページでは、計画策定の方針としまして、趣旨、構成、期間、それから留意事項を記載しておりますが、趣旨におきましては、現在、建設計画を協議してあるわけですが、これらが新町発足後には総合計画としまして、基本構想、基本計画、実施計画などにゆだねられ、建設計画の趣旨が引き継がれていくというふうなことになっております。

次に、62ページにつきましては、位置と地勢、それから気候、面積、人口、それからめくっていただきまして、63ページには就業人口で、この63ページの人口等につきましては、昭和55年から平成12年までの国勢調査のデータを掲載をしております。

次に、64ページの新町づくりの課題ということで、新町づくりという言葉につきましては、建設計画の性格からしまして、新町建設というふうな意味合いでプラス思考での発展課題というふうな意味合いで事務局としては使っております。課題としまして5点ばかり上げております。まず、1つは定住人口の確保、それから、2番目にまちの活力づくり、それから、3番目としまして生活環境と都市基盤の整備で、めくっていただきまして、4番目には安全・安心な地域社会づくり、そして、5点目には委員アンケートでも上がっておりますけれども、人づくりということで、郷土を支える人づくりというふうなことになっております。

66ページにつきましては、社会全体の合併の必要性から始まりまして、新町の特性を5点ばかり上げておりますし、左側には行政のまちづくりの方向とか留意点等を上げておりますし、右側の住民意向については、先ほど説明しました住民アンケートの結果というものを上げております。これらの流れによりまして、新町づくりの課題ということで、先ほど説明しました5つを課題として上げております。

次に、協議をいただきたい事項なんですけど、67ページには理念と将来像の基礎データとしまして御協力いただきました委員アンケートのキーワードということで、地域資源、

また人、それから地域イメージ、行動、これらのキーワードをアンケートから拾っております。それから、建設計画を立てるに当たりましては、まずは総合計画が基本になるということで、2町の総合計画、68ページには特色とテーマということで、浜坂町のテーマにつきましては、「日本海文化を育む、健康と自然浴の都市(まち)浜坂」、温泉町は、「“ふれあい”と“やすらぎ”のある“美しいふるさと”づくり」「自然の恵みと温もりのあふれる里 温泉町」というふうなテーマになっておるところです。

続きまして、69ページですが、69ページは、前回、合併基本理念というのを御確認をいただいたわけですが、まず、合併に関する基本理念をここで受けまして、その理念の中の2番目に、夢と自信と誇りの持てるまちづくりというものを頭に入れまして、4点の理念を案として出させていただいております。まず1点は、自立と協働の住民主体のまちづくりということで、先ほどの時代背景のところでもありましたが、これからは自立と住民参加というふうなことで、1番目のこの理念が次の2番、3番、4番の基本になっていくというふうな考え方で設定をしております。2番目には、2町の総合計画にもありますけども、2町の自然、そういうものとか、歴史・文化を生かした個性あるまちづくりということを上げております。3点目には、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちづくり。4点目には、世代間、産業間、地域間、都市と連携・交流するまちづくりということで上げさせていただいております。その下には、参考としまして御確認をいただいております合併基本理念を掲載しております。

次に、以上の理念を受けまして、新町の将来像ということで、海と温泉などの地域資源、また人とのかかわりに着目した例示ということで、4つを上げさせていただいております。まずA案ですが、「海・山・温泉の恵みで 人が輝く 夢と温もりあふれる郷」、B案につきましては、「海と温泉が育む 健康と交流のふるさと 町」、C案につきましては、「自然と資源の恵みを活かした 夢と温もりあふれる郷」、D案につきましては、「自然の恵みに抱かれた 海と温泉のまち」という4案を示させていただいておりますが、御協議をいただきたいというふうに思います。4つありまして、B案にだけ 町というふうなことをつけておるんですが、この将来像につきましては、この4案の後に市とか町の名前をつける、つけてもつけなくても、それは考え方なんですけど、全国的な傾向としましては、最近、将来像の後に町名をつけるというのが若干多くなってきているという状況があるようです。合併ということで、町名のここで愛着というふうなことでも、町名を上げるかどうかというふうなことについても御協議をいただきたいというふうに思います。

最後、70ページの下には、参考としまして、先行しております合併協議会の将来像を、養父郡、それから朝来郡、それから北但、それからこれは5町の例ということで、4つばかり参考に上げさせていただいております。

以上で、協議第20号、新町のまちづくりの理念と将来像についての提案とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

松元議長 ただいま説明は終わりました。

この進め方についてでございますが、当初、最初に、まずは理念につきまして、皆さんから質疑を受けた後、その後、将来像について御協議いただくという形をとりたいと思います。

それでは、新しいまちづくりの理念についてということで質疑を受けたいと思います。

浜坂、中井委員。

中井（登）委員 浜坂の中井です。座ったままで失礼します。

一番大事なまちの方向づけということで、大事な基本理念が求められるという中で、今後、幹事会を含めて、コンサルも含めて、いろんな文章化していくんですが、この時代になったら美しい文章はもう必要ないと。実効性のある文章化をしてほしいなというふうに思いますので、一つ一つこの項目に従って、私の考え方をぜひお願いしたいと思いますのは、人口減少、少子化、高齢化の対応という欄がありますが、59ページですね、私はどう考えても、今の状況が続く限り、即効性のある特效薬はない、その判断の上に立って、美しい話をするのではなくして、今いる高齢者をどう躍動させるかということに集中してほしい。

それで、いわゆる人口減を心配する余り、そこに集中しないで逆手にとってほしい。人口減を逆手にとるということを、ぜひ発想を展開してほしい。その意味では、私はやっぱり老人が生き生きしていける社会というものを考えていくという。例えば60歳からの農業があり、漁業がある。それから、60歳からの社会があるというような、思い切った生き方をしていくというようなのが地方に残された姿だろうと思いますので、ぜひ、人口が減るからその対応を考えるという美辞麗句を並べるのではなく、現実にいる高齢者の方々を躍動させるという政策を展開してほしい。

その姿を子供たちが見ることによって、ふるさと愛というものが生まれる。ふるさと愛のある人間を育てんようなことでは、幾ら温泉があろうと魚があろうと、人が育たんようなところには産業の展開はありません。ですから、そういう意味からも、人づくりの里の

ような構想を立てて、ぜひこの人口減少、少子化、高齢化への対応ということについて、逆手にとるといような発想を展開をお願いをしたい。

それから、2番目の地方分権の問題ですが、地方分権は、誤っていきますと、地方と都市が完全にギャップが起きます。ですから、下手をしますと、都市に集中して、昔のような田舎になってしまうというようなことにならないように、ぜひ財源の確保の保障がない以上はだめだという精神を貫いてほしい。

それから、3つ目の行財政基盤の強化、効率性の必要性という欄がありますが、私は10年後の特例債の終わりの出口に保障がない限り、都市的な箱物の建築は規制をするべきだ。それよりも、人と自然が共生していくのが地方の生きざまだというぐあいな考え方を示してほしい。

4番目の住民ニーズの多様化という欄がありますが、これは、私は現在の住民は、給付は厚く負担は軽くというようなことでこれからのまちは成り立たないということをよく知っています。ですから、ええ格好しないで、政治は行財政改革の痛みがありますということも勇気を持って訴えて、市民に対していわゆる行政の真髓を知っていただくということも私は大事ではないかと。つまり、給付は厚く負担は軽くという時代は終わりましたよということを、政治は責任を持って言うべきだと。

以上、この初めの合併の必要性というところの欄がありましたので、この中で、そういう真髓を貫いてほしいということを中心に、議長、お願いしたいと思います。これは議長さん、よろしくお取り計らいをお願いしたいと思います。

松元議長 今、ただいま中井委員の方から提言がございました、この提言の内容につきまして、会長の方から御意見を、まずはいただきたいと思ひます。

ただいま中井委員の方から御意見出ましたんですが、これらの、ここの合併の必要性の項目につきまして、ほかに御意見がありましたら、それも一緒にあわせて、また会長なり副会長、あるいは幹事なりから返答をまとめさせていただきたいと思ひますが、関連してはよろしいですか、皆さん。

では、まず、一応御答弁をお願いいたします。

中村会長 ただいまの御意見は、本当にこれからの合併、将来に生かせる一つの重要な御提言というふうに思っております。事務局の方で、今言われた内容を再検討させていただき、今のこの理念を大々的に変えてしまうということじゃなしと、そういったことを組み入れた形で整備をできたらというふうに検討させますので、よろしくお願ひします。

松元議長 ただいま合併の必要性につきましての項で、会長の方からそういった内容を含めてということでございます。そこまでのことはそれとおきまして、ほかにまだ続いてございましたら御意見をいただきたいと思いますが。

ほか、ありませんか、御意見は。

ただいま中井委員の方から御意見がありましたんですが、この内容につきましては、中井委員としてはいかがお考えでしょうか。この内容を文章にするということですか、あるいはその内容を含めて今後の実施をやってくれということ判断させてよろしいのでしょうか。

中井（登）委員 そうです。

松元議長 じゃあ、この文章についてはこれでもいいと。その内容を実施に移せということですね。施策に移せということですね。

ほか、御意見ございませんか。

それでは、まず、前半につきましては、以上で御意見を賜ったものとさせていただきます。

将来像につきまして、当局の方から提案がございました、A、B、C、D案が一応案として上げておりますが、70ページでございます。この件につきましてどれか選んでいただく、あるいはそれに加えていただくというような形をとりたいという提言でございますが、いかがなものでございましょうか。

西村公子委員。

西村委員 失礼いたします。温泉町の西村でございます。ただいま将来像の検討というふうなことで議長の方から言われましたが、私はやっぱり浜坂町、温泉町等々を考えてみますときに、浜坂は海であり、温泉町は山であり、また、そして両町とも温泉があるというふうなところで、やっぱり人が輝いていかなければならないし、これからは夢を持った新町にしていかなければならないというふうなことを踏まえまして、A案をぜひとも取り上げていただきたいという思いでございます。以上でございます。

松元議長 ただいまA案をとという御意見でございますが、ほかにありますか。

西村委員。

西村委員 済みません。ちょっと言い忘れまして。その中で、その文言がきちっと精査されているわけですが、「海・山・温泉の恵みで」とありますが、「の恵みで」を削除というふうなことで文言を続けていただけたらいかがなものかというふうなことを思います。

以上でございます。

松元議長 「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりあふれる郷」という御意見でございます。

岡田委員。

岡田委員 裏面の方に、前回5町合併の時点で協議したものが参考として載せていただいていますね。「海・山・温泉 人がかがやく 共生と交流のふるさと都市」と、こういうふうなことで上げております。その時点でもいろいろとお話を出させていただいた経過もあります。したがって、私は、今の西村委員の方の御意見がありましたような中で、「夢と温もり」というのが、やはり特にここの浜坂、温泉の特徴でもあるというふうに思いますので、今、御提案のありました「の恵みで」を除外した後でのこの将来像を設定することがいいだろうというふうに思いますので、意見として申し上げます。

松元議長 ほか、ございますか。

それでは、ないようでございます。短絡的に考えてさせていただきまして、皆さんの御意見を、「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりあふれる郷」ということで統一させてもらってよろしいでしょうか。よろしいか。

田中満穂委員。

田中（満）委員 浜坂町の田中です。なるべくこういうものは短くて、人にわかりやすいということで、「あふれる」を取ったらどうでしょう。ここの「夢と温もりの郷」。

松元議長 さらに御意見が加わってまいりました。「夢と温もりの郷」ということでございます。これに対しての御意見ありませんか。

さらに進んでまいったところでございますが、じゃ、再度読み上げてみます。「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷」、これで統一させてもらってよろしいですか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 御異議なしと認めまして、これに統一させていただきます。

それから、前後しましたが、基本理念でございますね。1、住民のための合併を目指します。夢と自信と誇りの持てる“21世紀の新しいまちづくり”を実践します。地方分権時代にふさわしい自治体をつくります。合併により行財政基盤を強化しますという、一つのそれぞれの項目を理念として上げておりますが、これについても御承認いただいたことでよろしゅうございますか。69ページの下から……（発言する者あり）上ですね、1か

ら4。済みません。申しわけない。間違えていました。

再度読みます。1、自立と協働の住民主体のまちづくり。2、自然と歴史・文化を生かした個性あるまちづくり。3、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちづくり。4、世代間、産業間、地域間、都市と連携・交流するまちづくり。この確認でございます。

小林委員。

小林委員 浜坂町の小林です。これもう決まりましたか。いいですね、今。理念について意見を言ってもいいですか。

1の、自立と協働の住民主体のまちづくりの中の後段の部分で、「協働」(パートナーシップ)とありますね。パートナーシップという説明づきのような理念はもうやめて、説明が要るような難しい言葉であるのであれば、言葉を変えるか、括弧なしにするかにしたらいかがでしょうか。

松元議長 ただいま御意見が出ました。幹事会、会長、副会長の方も、パートナーシップを取らせていただいたらという意見でございますが。

ちょっと、なら、発言してください。会長から。

事務局長。

阪本事務局長 この(パートナーシップ)を取るというふうなことで、「協働」を生かしていただきたいということで再提案をさせていただきます。

松元議長 ただいま再提案がございましたが、(パートナーシップ)を取るということでございます。

御意見いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、この項につきまして、(パートナーシップ)を外させていただきます。

ほか、ございませんか。

ないようでございますが、この理念につきまして、原案の(パートナーシップ)を取らせていただくということで全体を確認いただけましたでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、これをもちまして、この理念について確認いただいたということで統一させていただきます。

将来像につきましても、「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷」ということだと思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、以上をもちまして、この協議第20号を決定させていただきます。これから30分、3時30分まで休憩させていただきます。

〔休 憩〕

松元議長 それでは、時間になりましたので、会議を再開いたします。

協議第10号、新町の事務所の位置についてを議題とし、会長にかわり、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 72ページをお願いいたします。協議第10号(継続)新町の事務所の位置について。新町の事務所の位置について、継続して協議する。平成16年1月21日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目は4でございます。新町の事務所の位置について。新町の事務所に妥当な位置を選定するという提案でございます。

73ページには、新町の事務所の位置についてということで、1つ目に協議事項を掲げてございます。前回に引き続き、庁舎の位置についてということでございます。

74ページに参考資料1ということでございまして、前回の協議会で御意見をいただきました。これらをもとに作成してまいりました。現地解決型の支所の考え方、これは案ということでお示しをさせていただきます。1点目は、支所長の権限についてということで、その でございますが、決裁権限については課長以上、助役以下とする。2点目に、自然災害、火災など緊急時には即応できるよう、一定の権限を与えることとするということでございます。(2)といたしまして、支所の業務内容及び人員についてということで、人員は30人程度とする。支所には支所長1人、担当参事、各係に担当者を置くこととする。

それから3点目といたしまして、支所の組織と業務内容は別紙イメージ図1のとおりということで、次の75ページをお開きください。ここに業務内容のイメージ図をかいてございます。所長を一番トップにさせまして、その下に何人かの担当参事、その下に係長なり担当者を配置していくというふうなことでございます。

それから、支所の業務で、共通分といたしまして、共通分と、あと浜坂町、温泉町ということが支所になった場合ということをお示しさせていただいていますが、共通分といた

しましては、地域振興で、イベントなりまちづくり、地域の活性化の企画なり執行していくという部門と、2つ目が社会教育ということで生涯教育、生涯学習、それから公民館、スポーツ活動などを行っていくというふうな部署、それから総務といたしまして庁舎の管理やその他職員の管理、また選挙の不在者投票などの事務を行っていくという部署でございます。それから、その次には収納といたしまして公共料金の収納の部署、それから税務の部署で、各種の証明書の発行とか納税相談、それから住民の部署といたしまして戸籍関係の事務、それから福祉の関係で、福祉関係と医療関係をここでやっていく。それから、産業観光では農業委員会なり、観光振興、あと農林業関係の手続を行っていく。それから、土木でございますが、公営住宅なり、町道の維持管理、それから上下水道の管理や料金の収納関係をここでやっていくというふうなことが共通として考えております。

それから、浜坂町が支所になった場合につきましては、CATVの事業なり、水産振興なり、都市計画の事務をここでやっていく。それから、温泉町が支所になった場合につきましては、上山エコミュージアムが県の事業でありますけれども、それらの支援事業なり、源泉の活用、地域エネルギーとかの活用の事務なり、圃場整備なり、畜産振興の関係の事務を行う。それと、町営住宅が建設中でありますので、それらの事務もここでやっていくというふうなことです。それから、下に掲げておりますけれども、施設等を掲げておりますけれども、これは今の兵庫県の但馬県民局とか、そういう県民局のイメージで、今後、内部協議を進めていきたいというふうに思っております。

戻っていただきまして、3点目でございますけれども、支所の予算についてということで、予算は支所、施設の運営及び地域振興（まちづくり）に係る政策的な経費について枠配分をする。それから2点目には、枠配の予算につきましては、一定規模以上のものを除き、支所長が執行できることとし、必要な予算についても要求できることとする。ここでは先ほど言いましたように、課長以上、助役以下の権限というふうなことで、権限を持たせて執行するというふうなことでございます。それから、4点目の支所の位置づけにつきましては、課の扱いとする。ただし、業務内容に応じ、本町の関係課と調整、連携を図ることとする。

それから、町全体の機構はイメージ図のとおりとするということで、76ページをお開きください。76ページに、別紙2ということで、町長、助役の次に、所長を横に出して、そういうふうな権限で支所の業務、地域振興、庶務、住民サービス窓口などを行っていくというふうなイメージで考えております。さっきの図の1と2でございますけれども、それ

それ今後、最終的には事務組織及び機構の扱いの中で別途協議をさせていただきたいと思
いますけども、これらを協議するに当たりましては、今回提案させていただいたようなこ
とをたたき台として、今後、総務部会の中で審議していきたいというふうに考えておりま
すので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、最後になりましたですけど、きょうお配りさせていただきました追加資料の方
をごらんいただきたいと思ひますけども、最終的には調整方針の内容でございます。調整
方針は、ここに5つの例を掲げてございますけども、合併時の事務所の位置なり、支所を
置くことなりというふうなことで、先進例ではありますので、最終的に調整方針というも
のはこういうふうな形で記述していかなければならないというふうに考えております。

以上、説明を終わらせていただきます。

松元議長 ただいま説明が終わりました。

質疑に入ります。協議第10号について、御質問のある方はどうぞ。

浜坂の中井登委員。

中井（登）委員 浜坂の中井です。座ったままで失礼します。

きょうは大安ですから、スムーズに会議がいけばいいなと思っておりますんですが、
協議第10号の提案内容を見させていただいて、いささか問題があると感じますので、発
言いたします。

先日の会議で、庁舎位置問題の会議でしたけれども、支所の機能が明確でないので、本
庁舎位置問題については協議できないという温泉町の委員さんの御発言があって、私の方
から、確かに支所機能に対する提案の内容が未熟だ、もう少し幹事会も含めて検討して、
改めて提案をし直してというふうに一定の理解をしたつもりであります。ところが、本日
の提案の中に、浜坂支所の場合、温泉支所の場合、この2つのケースを上げておられます。
実はその真意をはかりかねております。

といたしますのも、過去2年にわたりまして、5町合併の厳しい議論が交わされました。
お互いの思いが違ひまして、実は解散という結果になりましたけれども、その5町合併の
ときの議論の中身をすっかりよく知っておるスタッフがそのままおるにもかかわらず、こ
のような玉虫色の提案をなさったということに、大変疑義を感じます。香住町、浜坂町に
二分した本庁舎の位置問題がまとまらないで解散したということは、一体どういうことだ
ったのか。しかも、その失敗の反省に基づきまして、この2町の合併に臨みたいとの両町
長の強い決意のもとで招集されましたにもかかわらず、このような無神経な提案に実は戸

惑っておるのが私の正直な気持ちです。

5町合併では、合併の大義を守るには、浜坂町の庁舎を利用するのが適正であるという両町の委員の御判断によって支持をされました。そこで、お聞きしたいんですが、2町合併となった今、その流れは白紙に返して一から議論をやり直そうとおっしゃるのかどうかということであります。本庁舎位置決定の議案と、支所の機能の議案とは全く別質のものであります。議事の流れからしても、本庁舎の位置を議決された後に、支所の機能について検討するのが常道であります。この2つを連動させて協議をするというのには無理があります。

そこで、複雑化しないうちにきちっと整理をされて、会議を本道に返して、ひとつ本庁舎位置決定をなさって、その後に支所の機能について論論と議論を重ねていくという方が、本合併協議会のためにはいいのではないかと。そういうふうに私は判断をいたしますので、議長の深い御理解の上、ひとつ処理の仕方等聞いて、あるいは議事運営についてお計らいをお願い申し上げたい。以上です。

松元議長 私の考え方をということでございますが、前は、既存施設を使ってということを決めていますね。それから、前は、支所の機能をどうするかということをもっと詳しくやってから決めましょうという話で終わっているはずに思っております。ですから、今、中井委員のおっしゃいました問題点はあるかと思いますが、支所の考え方というものをあるところまで出していただいて、それから支所のあり方ということについて討議していただいて、その方向性を見出した中で本庁位置を決めていただくという形を私はとるべきではないかと。前回の最終の話合いが、支所の機能について話すということについては間違いございませんので、支所の機能がどうあるべきかということは、どちらの町の庁舎が支所になるかということは別といたしまして、支所の機能はこういう考え方ですということを決める方が私は先決だと思いますので、その点について皆さんの御意見をお伺いする方が先決だと思います。その中身については、その中で今おっしゃるように、そのことはさておいてということでも結構かと私は考えております。

中井委員、どうぞ。

中井（登）委員 私はそういうふうに解釈した前回の会議ではなかったと思っておりますが、皆さんの御意見は聞かんとわかりませんが、私は同質のものではないと盛んに申し上げておるんです。ですから、2つを一緒にして議論をする、もう本庁舎位置問題として議案に出ているんですね、これ。ですから、支所の機能についてと議案に出ている

ないんです。ですから、もうこの期に及んで玉虫色のような話はしない方がいい。議長の御判断がどうかわかりませんが、私は、私の方で満足、御理解させていただけないということであるならば、この議題の審議はできないかと、こう思っておりますが、お取り計らいをください。

松元議長 議長として皆さんにお伺いいたします。

この件につきましては、私の考え方としては、支所機能のあり方というのを、やはり皆さんに考え方をまとめていただいて、それを踏まえての庁舎位置という考え方を持っていきたいと思うんですが、庁舎位置を決めるに当たっては、そのことを参考にしたいという皆さんの御意見だったと。前回の御意見がそうであったと考えておりますので、この件については御意見があればお伺いして、当局の提案がよければ、それで庁舎の位置に決めて庁舎の位置を討議いただくと、そういう形に持っていきたいと思うんですが、中井委員、いかがですか。

中井委員、どうぞ。

中井（登）委員 お二人の見解が違ったらあれですけども、実は議長さん、あなたも専門委員会、小委員会の専門委員さんでしたから、2年にわたって議論した中身はわかっておられるでしょ。それゆえに申し上げるのですが、5町のときは、浜坂の庁舎でいきましようといって議論を重ねて香住町と分かれまして。2町になったら、支所を決めてからしましょうやって、通りますか、その筋が。いや、そういう形になりますかな、そうせんと。

あの当時、もしこれが違うといたら、5町合併のための信義に触れますよ、これ。あのとき支所問題が出ましたか。あのときは本庁・分庁方式でいくということは決めましたよね、総合方式ではなしに。支庁舎の中身が決まらなったら本庁舎決まらんという話は一切ありませなんだよ。2町になったら急にその方針が変わるんですかね。ここのところが納得できなかつたら、私は浜坂の委員さんは議事に参加しませんよ、これ。

松元議長 お伺いいたしますけど、私は今、皆さんにこの討議を進めていいですかという質問を投げかけているんです、議長が。だから、あなたの意見は置いて、皆さんにお聞きしたんです。それをあなたが、浜坂の委員はその話に応じませんよというのはおかしいじゃないんですか。

中井委員、どうぞ。

中井（祥）委員 温泉町の中井です。ただいまの問題についていろいろとお話が出てお

ります。これは前回の会議で私の方から発言をいたしまして、支所機能をおある程度明確に出すことによって、今回の合併に対して両町の町民がスムーズに納得がいくような運びにしたい。そのためにはそういうものを提案していただきたいということを御提案申し上げて、先ほどの御発言がありましたように、皆さんの賛同をいただいたというふうに思っています。

前々回にも私も申し上げましたし、5町の合併協議会の場にも出た中で発言をいたしてまいりました。おおよそ私どもが温泉町、浜坂町との合併の中で、庁舎の位置というのに関しては、前々回に申し上げましたように、私個人としては、確かに、浜坂町の現庁舎を利用するということが好ましいであろうという発言をさせていただいたことがあるわけなんです。ですから、全く、この中でも支所の機能というようなものは、当然本庁を、庁舎を決めるという中では論議のされるべき性格のものだと。ある程度当然そういうものは議論をされるべきだということに私は考えております。ですから、何らこの提案に対して問題はないのじゃないかなというように思うわけなんです、いかがでございましょう。以上です。

松元議長 今、温泉の中井委員の方からの御意見もごさいます。皆さんのこの審議の進め方について、支所のあり方ということについて御意見をいただくという私の考え方をしておりますが、その了解いただけますか。

田中委員、どうぞ。

田中（満）委員 私は、浜坂の中井委員が今言われました、そのことについて私も同感の面もありますけれども、前回の経過からいいまして、支所の機能とか、これせっかく提案されておりますんで、機能がこれで果たしていいのか悪いのか。要するに、合併、改革という点からして、この支所の与えられておるといいますか、4つの項目が果たしていいのか。これを審議したらと、こう思いますけども。中井委員、僕は同じ浜坂の代表ですけども、あなたと違いますけど、我慢していただきますようお願いいたします。

松元議長 ありがとうございます。

丸山委員。

丸山委員 今、中井委員より5町合併の協議は何だったのかという話がありました。確かに非常に庁舎位置の問題は合併の理念ということの中で、議論が発生したと。でああいう結果になったということ踏まえて、今回2町でということをやっているわけですね。いわゆるその2年間にわたる議論を白紙に返すのかと。いわゆる更地でもう1回やるので

すかということなんです。皆さん、それ、議論の状況はわかっておられるから、当然前回は前々回も、庁舎は大体浜坂であろう、浜坂だという認識に立っておるわけですね。そういった中で、前回、中井委員の方から支所の機能をもっときちんとしたものを出してこいと、そういった議論があったわけですが、僕は事務局あるいは幹事に聞きたいんですけどね、75ページの表の中に、浜坂が支所の場合、あるいは温泉町が支所の場合という、これが書いてあるわけですね。これに一つも今までやってきた議論に整合性がない。何でこんなことを書いたのかなという、この部分が非常に不安なわけです。これ、一定の幹事会あるいは事務局の見解をここで1回述べてほしい。そこから議論したいと思いますので、よろしくお願いします。

松元議長 西脇委員。

西脇委員 温泉町の西脇です。表に出ておる形式でなしに、その中身がどうかということが大事であって、この2町合併の基本理念のスタートのときに、5町で論議したことは大切にするという合意の中でスタートしておることは間違いなくあると思いますので、さっき中井委員の言った、5町論議は白紙かという考えは至当でないと思います。あくまで、非常に膨大な時間と費用をかけて5町論議されて白紙になったということは大切にするという基本は、私は前回、委員に出ておりました。今回のこの協議会に入るときに、そのことは大切にすべきというふうにとらまえて入っております。

それで、今回この支所の機能のイメージ図を要求したのは、前回の協議会であった。それで、事務局は知恵を絞って、支所のイメージはこういうものですよということを提案しておるわけですから、そこに浜坂が支所の場合、温泉が支所の場合と書くのは、やっぱり公平の原理から、こういうときに温泉が支所の場合と書いてしまったら、もはや決まりという話になって、論議する必要なくなるわけです。ですから、事務局としては、当然こういう公平な位置で書かれたものだというふうに取り取るのが当たり前のことだと思います。

それで、支所をどちらになるか。今までの論議の過程から、特別な金使って大きな特例債使って本庁を建てるべきでないという論議をたらほどしておるわけですから、どう論議を進めていっても、浜坂町は本庁舎がやむを得んかなちゅう流れになるのは火を見るより明らかじゃないですか。そのときに、本庁がなくなる、支所の機能が明確でないようなこととなら、住民にとっては非常に不安がある。だから、支所機能をきちっと出すべきだ。そして、そのイメージがわかれば、喜んでうちの町は支所でいいですって言えるぐらいのものが出てくれば話は別になるわけですがね。

ですから、きょうは非常にそういう意味では、進め方は僕は間違っていないというふうに思います。もう過去何回も論議したわけですから、気持ちよく庁舎位置を決めましょうというふうに持っていくべきで、支所機能の細かい中身は、どちらにしたけえって物が進む中でまだまだ論議せんなん。イメージさえつかめたらいいじゃないかというふうに思いますが、事務局の判断を仰ぐっちゅうような、そんな段階でないように私は思います。

松元議長 田中委員。

田中（董）委員 温泉の田中であります。私は前回から5町の合併の委員に出ておりまして、一番の問題点は、今回の合併はなぜしなければいけないか。これは各町の財政がもたんから合併をせざるを得ないという中で、香住町は本当に大きな特例債を使って庁舎を建てるんだという中から、温泉町は今そんな大きな投資をすべきじゃないんだ。だから、浜坂町の庁舎が約4,500万ぐらいで使用できるわけだから、それをしようというふうに私たちは申しておりました。

先ほどの皆さんの意見があります。私はこの庁舎の位置にいつまでも時間をかけるべきじゃないと。今さら庁舎を、2町が新しい庁舎なんて、とても到底できる話ではない。だから、浜坂町の庁舎が本当に4,000万ぐらいで改修ができて、これが十分対応は私はできると思います。だから、きょうはこれらに向けて、るるの駆け引きではなく、本当に両町の将来はこうあるべきだという中で、私はやはりきょうは庁舎の位置を決めるべきだと。しかしながら、いつまでも未来永劫、じゃあ、浜坂町の庁舎でいいかということではない。やはり経済情勢が違ってきた場合は、これは検討に値するんだということの中で、私は今やはりこの問題を、温泉か浜坂かなんて言っとるときじゃないと思います。私は浜坂町で十分対応ができるというふうに思いますので、ひとつきょうは議長、そういう方向で進めていく方がいいじゃないかと思います。

松元議長 それぞれ皆さんから意見いただきまして、大方の思いは私も察したものと思っております。中井委員が当初言われましたように、浜坂町が支所の場合、温泉町が支所の場合という話はこれまでに話された話でございます。既存の施設で、あるものを使うという中にもそういった意味も含まれているものと思いますし、その中で、支所のあり方ということが大きな幅があるということで、どの程度の支所に持っていくかという確認が欲しいということで前回継続になったと思っております。そういった議論を、支所の幅について、支所の場所じゃなくて、中井委員が言われたように支所の場所を決めるんじゃなく、支所のあり方をどのものにしたいかという、きょう提案がなされ、庁舎位置が確認される、

決定されるということで進めてまいったらと思いますので、御了解願いたいと思います。
よろしゅうございますか。

田村委員。

田村委員 浜坂の田村です。いろいろ意見が出ましたし、ここまで来たら、やはり本庁の位置を先議をして、そして支所の機能に入るとというのが僕は本当だと思う。ここまで来て、ここまで皆さんがわかっていただき、わかりがいいということになったら、僕はそういうことは、今までやってきたことはすべて解消して、ころっと変わって、初めのあれが後ろが決まって前が決まらんというような、後ろを決めて前を決めんというような話は僕はないと思う。だから、前を決めて後ろを決めていく。ここまで皆さんがわかった話をするなら、本庁はどこ、支所はここ。じゃあ、支所の機能はどうだいやという話には僕は入るべきだと。みんな立派なことを言っておるけど、わかりがいいようですけども、わかりが悪いというような話は僕はあんまり好きな話じゃないと思っておる。

松元議長 ただいまの意見は聞かせていただきます。

継続審議になったそもそもの根本は支所のあり方、どういうものかということから今回の会議に継続されておりますので、議長としては支所のあり方を提示していただくという、そのことについての意見をいただく、支所のあり方ですよ、その幅ですよ、支所の場所ではなく。そのことを一応皆さんに了解いただいた上で、即庁舎の位置を御討議いただくということで進めてまいりたいと思いますが、了解いただけませんか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、当局の方から提案のございました支所のあり方、74ページ等にございますが、このことについて御意見をお伺いしたいと思います。

中田委員。

中田委員 失礼します。浜坂の中田です。74ページ、人員は30名程度と書いてあります。次のページ、業務内容のイメージ、これを30人でこなせということが可能なんでしょうか、不可能なんでしょうか。そいつを説明してください。

松元議長 答弁をお願いします。

会長、いいですか。

局長が答弁するようでございます。

阪本事務局長 ここに掲げてございます共通部分と、それから浜坂町が支所の場合、温泉町が支所の場合、それぞれの内容を一応吟味いたしました。約30人で、所長とその下

の担当参事も含め、全員で約30名程度であればこの業務がこなせるのではないかなというふうに考えております。

松元議長 ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 ないようです。

それでは、支所の機能につきましては、ここの74ページにありますような内容を含めているという前提でございます。そのことを踏まえまして、庁舎位置の決定についていかがでしたものか、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

温泉町長。

馬場副会長 それでは、私の方からこの本庁の位置ということについて、庁舎の位置について考え方を申し上げたいと思います。

冒頭から皆さんよく御存じのとおり、浜坂町、温泉町、2町合併の心は互譲の精神であります。そのことは紛れもない事実でありますから、私もそれを体して対応をしなければならないと思っております。本庁舎につきましては現浜坂庁舎を利用をしていく。その方向で、温泉町におきましては、それはもちろん今の本庁舎が支所になるわけでありまして、住民の思いは複雑でございますが、そこはやはり一定の整理をする必要があるというふうに認識をいたしますので、本庁舎の位置については現浜坂庁舎ということでしたらというふうに思うものであります。

松元議長 ほかに御意見ございますか。

田中委員。

田中(要)委員 ただいま馬場町長が申し上げた点について、私は、先ほど、温泉町の田中董委員から発言がありましたように、やはり委員会として、協議会の委員として御確認をいただきたいのは、現浜坂庁舎、将来どうなるかわかりませんが、やはり未来永劫というようなことについては一考を要するという事を申されました。私は温泉町の議会としても、将来、庁舎の位置を考えるとする時期が来たならば、やはり住民の一番納得できる場所、中央というようなことを含めて御検討をいただく、あるいはそういう考えの中に立つ、そういうことを協議会の中で御確認をいただきたい、このように思いますから、お取り計らいお願いいたします。

松元議長 ただいまの御意見は、将来、また再築等、移転等あるときには、温泉、浜坂の中央ぐらいにという意見で、考えでいいんですか、そういう意味で。

丸上さん、どうぞ。

丸上顧問 済みません。余り口を挟みたくないんですけど、今の件は諮ることではなくて、これはもう法的にこの協議会にそういうあれはありませんから。新町ができれば、新町の議会なり、町長でこれは決めることですので、ここの場で未来永劫の分だとか、あれを拘束力をつけるような決議はひとつやめていただきたい。法的に問題がありますので。

松元議長 ただいま顧問の方からも御意見がございましたが、田中要委員からの御意見がございましたという形にさせていただくということによろしゅうございますか。

それでは、温泉町の田中要委員からそういう意見があったということにとどめさせていただきます。

ほかに庁舎位置について。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 ということになりますと、先ほど申しました支所のあり方について、支所長の権限、あるいは支所の業務内容、人員について、それから支所の予算について、支所の位置づけについてという確認事項を含めながら、庁舎位置について、温泉町長からの発言がありました、浜坂庁舎を利用して浜坂町に事務所を置くという、そういうまとめになると思いますが、いかがでございましょうか。そのまとめでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 ただいまの件につきまして、庁舎位置については、浜坂町現庁舎を使う、そういうまとめになりました。この意見で賛成の諸君の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

松元議長 挙手全員であります。よって、庁舎位置は、浜坂町現庁舎の位置ということに決定いたしました。

続きまして、協議第11号(継続) 新町の名称についてを議題とし、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 失礼いたしました。協議第11号(継続) 77ページでございます。新町の名称について。新町の名称について、継続して協議する。平成16年1月21日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目は3でございます。新町の名称について。新町の名称は、町、振り仮名を入れて町とするということでございます。

これが埋まってくれば町政方針となります。

78ページに、前回、12月26日から1月31日までの間の名称の応募がありました内容についてでございます。応募件数が1,657件、そのうち、有効が1,622件、無効が35件でありました。有効の応募者数は1,136人、浜坂町が556人と、温泉町が580人でありました。名称の点数でございますけども、321点でありました。応募による方法の別の内訳を書いてありますけども、浜坂町がそれぞれで888件、温泉町がそれぞれありますけども、合計で734件、無効が35件。無効の35件の内訳といたしましては、2町以外の区域外が8件、それから1人2件以内ということでありましたですけども、3件以上の応募が26件、それから住所氏名がなかったものが1件ありました。という内訳でございます。

応募名称の内訳でございますけども、別紙資料1ということで、79ページから82ページまで記載をさせていただいております。全部で321点を記載してあります。それぞれ御清覧賜りたいと思います。

2点目の名称の選定についてでございますが、別紙の資料2で、83ページに掲げてございます。1番から7番までは応募の条件とかで終わっております。今回、8番の選定の基準ということで、5つの基準を掲げてございます。9番目に選定方法ということで、選定基準に基づき、合併協議会において次のとおり選定する。ただし、作品ごとの応募数は選定の基準とせず、参考にとどめることとするという大原則を掲げてあります。第1次選考で、各委員が2点以内を推薦し、集計の上、上位3位を選定する。ただし、協議により、それ以外の作品の中から2点以内をさらに選定することができるということにしております。2次選考では、1次選考の候補の中から各委員が1点を推薦し、集計結果を参考に、協議により決定するというようにしております。

応募をいただきました中で、321点あるわけでございますけども、全国の名前、名称の中で同一の表記と読み方が同じというものが4点ございました。この関係につきましては、旧自治省の方針で、同じ町名はつけないというふうなことの方針があるようでございますので、これから1次選定をされるわけでございますけども、選ばないでいただきたいというふうに思います。

80ページのナンバー186番、美里町(みさとちょう)というのが1つでございます。2点目は81ページのナンバー192番の美浜町(みはまちょう)というのが2つ目でございます。3つ目が、同じくナンバー196番、「うみやまちょう」ですけど、海山町(み

やまちょう)というのが3点目です。同じく、204の明和町(めいわちょう)明和というのが4点目です。これが表記と読み方が同じということで、これは選定を控えていただきたいというふうに思います。

あと、参考でございますけども、類似の名称というのがありましたので、参考的に申し上げておきますと、表記が同じで読み方が異なるというのが、79ページのナンバー4、温海町(あつみちょう)というのが、山形県に温海町(あつみまち)という、同じ字でございますけども、読み方が違うというのが1つありました。それから、80ページの111番でございますけど、読み方が同じで表記が異なるというのが、にしき町というのが、これが山口県にあるようでございます。それから、ナンバー49番の関係は、表記、読み方とも異なりますけども、似たような表現というので、北の郷町(きたのさとちょう)というのが、宮崎県に北郷村(きたごうそん)北郷町(きたごうちょう)というのが2つありまして、似たような名前というふうなことがございます。これは参考でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

松元議長 ただいま説明がありました。この件について、その手法について、この結果についての質問がございましたらここで受けたいと思いますが、その後、選考手順に入っていきたいと思いますが、御質問ございますか。よろしいですか。

中井委員。

中井(功)委員 温泉町の中井です。321点ということで名前が上がっているんですけども、応募された方の人員から見れば、1つの名前に何十人かが書いているとかいうこともあると思いますんで、参考までに、多いあたりだけでも教えていただけたらと思います。以上です。

松元議長 上位のどれくらいがということですか。上位にどれくらいがありましたと。得票数じゃなくて。いかがですか。

事務局、考え方をちょっと言ってみてください。

阪本事務局長 どういたしますか、今回の名称の決定には人気投票ではないという部分が事務局としては考えております。ですので、応募件数が多いからそっちの名前になったということをやっぱり避けるために、できましたら1次選考ぐらいは票がわからなくて、321点の名簿は出ささせていただいておりますけども、この中から選んでいただいて、その後必要であれば、皆さんの協議が第一なんですけども、事務局としては、基本的には第1次選考の段階では件数を入れずに選定していただいて、その後、皆さん方がやっぱり件数

があった方がということであれば、その時点でというふうに基本的には考えております。
以上でございます。

松元議長 ということでございますが、了解いただけますか。
ほかにございますか。

〔質疑なし〕

松元議長 なければ第1次選考に入りたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。
それでは、投票に入る前に推薦の手續について確認したいと思います。

まず、第1推薦、第2推薦にそれぞれ配点をどうするかということですが、原案ではしないということで提案したいと思いますが、加点しないということで。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、異議なしという声で、配点しないということで、同等で扱わせていただきます。

次に、2点を推薦することですが、1点しか記載しなかった場合でも有効として取り扱ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 よろしいですか。

それから、次に、2点とも同一名称を書いた場合は、1点を有効としたいと思いますが、その点の確認はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 次に、投票は無記名で行いたいと思います。いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 今回は投票により3点を選定することとなっております。3位が同点の場合の扱いについてでございますが、同点の場合、決戦投票をするかどうかということになるかと思いますが、この点について御意見いかがでしょうか。

結果が例えば3つまでですと、逆に推薦のあとの2点の中に加えるということができるんですが、それ以上になった場合は困るということもありますんで、なしならなし、ありならありということをはっきりしたいと思いますが。同点の場合は再投票するか。しないということにすると、その後のことが出てきます。同点の場合、ふやしますか。

田中要委員。

田中（要）委員 同点の場合、それは意思が通じていますから、やはりそれはすべて公表すべきだと思います。それは選考にすべきだ。上げたらいい。

松元議長 ただいま同点の場合はすべて同一扱いするというので、皆さんの御意見よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、ただいまの御意見を踏まえながら、御同意いただいたことを踏まえながら投票に入りたいと思います。

投票の立ち会いにつきましては、浜坂町の中田委員と、それから温泉町の中井功委員、立ち会いをお願いしたいと思います。

投票について、事務局から説明をお願いします。

阪本事務局長 その前に、今、もう一つ、全国にある名前の中から落としておりました。失礼いたします。80ページの180番、美方町（みかたちょう）というのが隣にありまして、これが落ちておりました。申しわけございません。合わせて5点になります。よろしくをお願いしたいと思います。（発言する者あり）

松元議長 但馬町（たじまちょう）ということについては、温泉町につきましても、浜坂町につきましても、それぞれ他に申し出た経緯がございますので、そこらは皆さんの中で判断していただきたらと思います。

どうぞ。

阪本事務局長 では、投票の手順につきまして説明を申し上げます。

まず初めに、投票箱の空の確認をしていただきます。2番目に投票用紙の配付をさせていただきます。自席で、1枚の紙に2段になっておりますので、それぞれ名称と振り仮名を記入していただきます。それから、投票につきましては、事務局の方で名前を読み上げさせていただきますので、その順番で投票をお願いいたします。それで、最後に投票漏れの確認をさせていただきます。

開票につきましては、投票箱を開票して空の確認をしていただきます。その後、投票数の確認をしていきます。それから、3点目に、2点と1点の記入の確認をさせていただきます。それから、同一名称の記入の確認もあわせて行います。それが確認が終わった後に集計をいたしまして、先ほどの立会人の方に集計用紙に署名をいただいて、最後に議長の方から発表をいただくという手順にさせていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

松元議長 岡田委員、どうぞ。

岡田委員 この投票の仕方ですけれども、今、同一名称はということで御説明があったわけですけれども、番号でそれこそいきますと、同一の名称であっても、漢字と平仮名というふうなことでなっております。これを同一名称ととられるのかどうなのか。この辺のところの見解だけはひとつお願いします。

松元議長 事務局、お願いします。

阪本事務局長 同一の読み方でありましても、表記が違うということで、これ1つずつ、ナンバーが違えば別々のものだというふうに考えております。以上でございます。

松元議長 番号じゃなく、名前を書いていただく。それと、振り仮名も書いていただくということです。番号ではないようでございます。

ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、投票に移らせていただきます。

事務局、準備をお願いいたします。

それでは、空の確認をお願いしたいと思います。

〔投票箱点検〕

松元議長 結構です。

それでは、投票用紙の御確認をいただきましたので、投票用紙の配付をお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

松元議長 皆さんに投票用紙行きましたでしょうか。よろしいですね。投票用紙配付漏れはありませんね。

記入をお願いいたします。

記入できましたでしょうか。

それでは、名前を読み上げますので、順次、名前を呼ばれた方から投票をお願いしたいと思います。

それでは、事務局、お願いいたします。

阪本事務局長 では、お名前を読み上げさせていただきます。

中村会長。馬場副会長。松元議長。丸山副議長。田中委員。温泉町の田中委員。田村委員。西村委員。小林委員。西脇委員。木谷委員。朝野委員。熊本委員。岡田委員。浜坂町

の中井委員。田中委員。中田委員。中井委員。西垣委員。中井委員。

松元議長 皆さん、投票終わられましたでしょうか。

それでは、全員投票が終了しましたので、ただいまから開票に入ります。事務局と立会人の委員の方々、よろしく願いたします。

暫時、その間休憩いたしますが、開票が終わり次第再開いたします。

〔休 憩〕

松元議長 それでは、投票も終わりましたので、ここで再開して発表したいと思います。会議を再開いたします。

投票の結果を発表いたします。

名称、読み方、得票数と読んでまいりたいと思います。

浜坂町、「はまさかちょう」、漢字で浜坂でございます、10票。漢字で温泉、「おんせんちょう」ですね、10票。それから、平仮名でおんせん、それで読み方も「おんせん」でございますので、9票。浜坂温泉、漢字で浜坂温泉と書いてあります。読み方が「はまさかおんせん」8票。湯の里、湯村の「湯」に平仮名の「の」、1里2里の「里」ですね、里、「ゆのさと」と読む読み方でございます、1票。湯の浜、湯村温泉の「湯」に「の」は平仮名でございます。それから、浜坂町の「浜」。「ゆのはま」1票。温泉浜坂、漢字で温泉と浜坂とあります。読み方は「おんせんはまさか」1票。以上でございます。

このような結果でございますので、上位3つ、漢字の浜坂、漢字の温泉、平仮名のおんせん。上位3点が選ばれました。

続きまして、次に、協議により、それ以外の名称の中から2点以内をさらに選定することができるとございます。この2点の選定について、いかがいたしましょうか。

皆様から御意見いただいて2票を、その中で、ここで選ばせていただくということでもよろしいですか。御意見ございませんか。

小林委員。

小林委員 浜坂町の小林です。上位3名を選んで、あと2つを追加をするという予定ではありますけれども、結果を見てみると、浜坂町10、温泉町10という結果を見てみるときに、このまま候補に残っていて、結果むだになるような気がいたします。ですから、ここは配慮をいたしまして、現有町名である浜坂町と温泉町、これを外すというような配慮はできないものかなと、私の意見として言いたいと思います。

松元議長 ただいまの提案は、浜坂、温泉をここから外していくということでございま

すが、いかがでございましょうか。投票の結果を訂正するという形になるかと思えます。

田中満穂委員。

田中（満）委員 今回の意見と多少違いますけれども、いずれにしても、これを見ると、温泉町の人も浜坂町の人も、自分の町を愛すると言えばそういう表現になりますけれども、これではやっぱり終止つかんと思えますので、やっぱり新しく選んで、そして、やっぱり温泉町も浜坂町も言ったら悪いけど、歴史はあるけども、合併してきたんだからずっとまちをつくってきたんだから、歴史はあるけども、今度は新しいまちをつくるという意味で、新しい名前を、しかもどっちも納得できるような名前を選んだらどうだろう、皆さんで。せっかくこれはもう言ってみたら、やっぱりエゴのあらわれだと思えますので、これをずっと頭の中に描いとるとつまらんと思えます、これは。ですので、これを一遍相談してみてください。正直な話が、みんなに1回諮ってみてください。私の言うようにしかならんと思えますわ、失礼なけど。

松元議長 ただいまその温泉、浜坂が同位で出ている、今後の成り行きについてのいろいろ危惧があるということで、お二方から御意見が出ております。この件について、皆さんの御意見を伺いたいと思えますが、いかがですか。

中井祥三委員。

中井（祥）委員 投票に入る前の段階で、上位3点、それから2点をという同意の中で投票に入っておるわけですね。今済んだ時点で、ただ、このまま確かに先ほどから御意見がありますように、旧といたしますか、浜坂、温泉という10票ずつの票が平行線だという、数字の上からはそのように思われるわけなんですけど、この場で即外すということが、じゃあ、進行上好ましいのかどうかということについては私は疑義を感じるところであります。今後の協議の中で、そのような方向が好ましいとすればそういう方向に行くということがあっても、即この場で外すということについてはいかがなものかなというように思います。以上です。

松元議長 ほかにご意見ございますか。

西村公子委員。

西村委員 温泉の西村でございます。今、中井委員の方からお話があったんですけども、私もやはりそれに同意をしたいと思えます。当初から同じ名前でも、平仮名であっても同じだ、上位3点は同じである、同等であるというふうなことの観点からこれが出たわけでございますから、これをなくすということについては、私はエゴであろうと何である

うと、やっぱり反対するものでございます。以上です。

松元議長 ほかに御意見ございませんか。

西脇委員。

西脇委員 選定基準に投票総数が多いけえどうのこうのしないということだったのですが、町民が一応名称を応募した、その数がどの辺に集まっているかを無視して、今度はこの20人ですべてを決めるということにはいささか問題ありと。上位が3点は選ばれた。じゃあ、あと2点、3点追加するにしても、このほかに応募された、集計しておられて、数にとらわれちゃいけないというけど、浜坂、温泉の町民がどういう名前にある程度集中しているかということ、上位の票数までは言えれないかもしれませんが、上位発表をしてもらったら、次の名前の追加に参考になるではと思います。

松元議長 今、西脇委員の発言でございますが、そのことも確かなんですが、今の段階で、例えばこれを、温泉、浜坂を外すかという問題については、皆さんそれぞれ意見をいただきましたところですので、それについて結論を出して、その後御意見をお伺いしたいと思いますので。

この意見それぞれ見ていますと、先ほど田中満穂委員も修正なさいましたように、投票があったということは間違いなし。投票順位が上位からということ間違いございませんと思います。そして、最後にあと2つを追加するという項目がございますので、当初、予定、計画されたとおり実施させていただいて、その後の判断をいただくという形を議長としてとりたいと思います。当初決めたとおりでやっていきたいと思いますので、御了解のほどをお願いいたします。

それでは、次の、先ほど申しましたように、協議により、それ以外の名称の中から2点を選ぶということでございますが、先ほど西脇委員の方からございました上位何件かを事務局の方から紹介いただくという件はいかがでございましょうか。上位の名称をこういったのがございますということ、いかがですか。

票を明らかにせずに、例えば上位10点とか5点とか、そういったことを、10点ぐらいは必要かと思うんですが、するとすれば。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 よろしいですか。御了解いただきましたので、今、きょう上がりました7点以外に10位までの名称を発表いただくということで、票数のあれはなしということで。

(発言する者あり)

投票の上位ですか。じゃあ、皆さん、町民すべての投票の10位まででよろしいですか。

(発言する者あり)

それでは、投票の10位までの名称を発表いただきます。お願いいたします。

阪本事務局長 では、報告させていただきます。

ナンバー28、温泉、漢字の温泉ですね。ナンバー32、温泉浜坂。3点目がナンバー124、浜坂。4点目がナンバー125、浜坂温泉。ナンバー137、浜湯。ナンバー164、二方。ナンバー249、湯の里。ナンバー259、湯の浜。ナンバー268、湯浜。最後になりますけども、ナンバー305、夢浜。以上が上位10点でございます。

松元議長 了解いただけましたでしょうか。

上位10点が紹介されました。

これを参考に、2点を推薦いただくという形をとりたいと思います。

〔「もう一遍言ってみてください」との声あり〕

松元議長 じゃあ、私の方から読み上げます。

ナンバー28の温泉、ナンバー32の温泉浜坂、ナンバー124の浜坂、125の浜坂温泉、137の浜湯、164の二方、それから249の湯の里、259の湯の浜、268の湯浜、305の夢浜。以上でございます。

よろしいでしょうか。

その2点の推薦の方法ですが、発言でよろしいですか。皆様の発言をいただいてということで。投票にいたしましょうか。

田中要委員。

田中(要)委員 先ほど選考しました上位3位以外だったら記載可能ということでよろしいですね。

松元議長 そうですね。そのとおりです。

田中満穂委員

田中(満)委員 僕は湯の浜というのをまず推薦します。

松元議長 西村委員。

西村委員 温泉の西村です。私は249番、湯の里を推薦いたします。

松元議長 皆さんが名称を発言していただく方になっているようでございますので、そちらの方向で向かってみたらと思います。

ほかに推薦ありませんか。(発言する者あり)

松元議長 投票の方がよければ投票させていただきたいので、その意見をお伺いしておりましたが、皆さんから出ましたんで。

投票させていただきませんか。(発言する者あり)投票でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 1点だけ。じゃ、皆さんで1点だけ投票いただくということでよろしいですか。

(発言する者あり)

松元議長 1点にするか、2点にするかということもあってと思いますが。

(発言する者あり)

松元議長 1点の投票でいいですか。2点投票しますか。2点投票がいいと思う方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

松元議長 11名いらっしゃいますので、過半数ありますので、2点投票をお願いいたします。

しばらくお待ちください。準備を整えます。

再度確認いたします。先ほど決まりました3点以外で2点を投票をお願いしたいと思います。

準備の間、暫時休憩します。

〔休 憩〕

松元議長 準備できましたか。

それでは、用意ができましたようですので、会議に戻しまして、投票用紙を配ります。

阪本事務局長 それでは、投票用紙を配らせていただきますけども、先ほどちょっと申し上げましたように、1つの投票用紙を真ん中に線を引いておりますので、上下で記入をしていただきます。名称が上、下に振り仮名ということでよろしく申し上げます。

それと、今確認されましたように、全体321点の中から、先ほど決まりました3点を除いた中で記入をしていただくということでよろしくをお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

松元議長 皆さんに回っていますね、投票用紙。記入終わりましたでしょうか。

松元議長 それでは、順次名前を読み上げますので、投票をお願いいたします。

事務局、お願いします。

事務局が投票箱を持って回ります。投票をお願いいたします。

阪本事務局長 では、読み上げますので、お願いします。

中村会長。馬場副会長。松元議長。丸山副議長。田中委員。同じく、田中委員。田村委員。西村委員。小林委員。西脇委員。木谷委員。朝野委員。熊本委員。岡田委員。中井委員。田中委員。中田委員。中井委員。西垣委員。中井委員。

以上でございます。

松元議長 全員投票済まりましたでしょうか。

それでは、先ほどの立会人と事務局で開票をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

松元議長 投票の結果が出ましたので、これから会議を再開いたしまして発表いたします。

発表いたします。湯の浜。湯村温泉の「湯」、平仮名の「の」、浜坂の「浜」、湯の浜14票。先ほどありました、湯の里。湯村温泉の「湯」に、「の」は平仮名、さとは1里2里の「里」です。湯の里9票。それから3番が、浜坂温泉。漢字そのものです。浜坂温泉7票。それから、温泉浜坂1票。湯の郷。湯村の「湯」に平仮名の「の」、さとは「郷」です。湯の郷1票。夢浜。漢字の「夢」と「浜」。夢浜1票。湯浜。湯村温泉の「湯」に浜坂の「浜」。湯浜1票。夢千代。漢字の夢千代です、1票。それから、無効が3票。同一名称を書かれた方と、決定済みの名称を書かれた方で3票。白紙が2票です。以上でございます。

ということでございますので、2つの選ばれました名称は湯の浜。漢字の「湯」に、平仮名の「の」、浜坂の「浜」。湯の浜。それからもう一つは、湯村温泉の「湯」に、平仮名の「の」、里、1里2里の「里」。湯の里。この2つが選ばれましたので、報告いたします。

そういう結果でございますので、ここに選ばれました5つが列記されたこととなります。温泉、浜坂、それから平仮名のおんせん、それから湯の浜と湯の里、この5つが選ばれました。これから後の第2次選考になりますが、いかがでしたものでございましょうか。このまま続けさせていただきますか。

中井登委員。

中井(登)委員 先ほど3つを消すか消さないかという議論もありましたし、それも結論が出ていませんしね。今5つになりました。一度5つのままできょうは終わって、次回、緊急に臨時会議を開くというような方法の方がいいんと違いませんか。どうでしょうな。

松元議長 ただいまの御意見は、5つ選ばれた中で、その後臨時の会を開いて決めるという御提案でございます。

ほか、ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、異議なしという声でございます。ただいま出されました案で、5候補が列記された中で継続という形で、次の会に継続にしたいと思います。この会の持ち方につきましては、ちょっと協議いたしますので暫時休憩をお願いいたします。

〔休 憩〕

松元議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま御意見ございましたが、当局の方からも意見があるようでございますので、どうぞ。

中村会長 今、事務局等と協議しまして、18日にもう定例会を来月予定いたしております。臨時会ということでもいいということがあったんですが、準備やら各町の協議もありましょうし、18日に定例会でこの問題を提案させていただけないでしょうかということでございますが、よろしく願います。どうでしょうか、18日の定例会で、ほかの議案も含めてまたお願いしたいと思います。

松元議長 会長の方から提案ございましたが、この継続につきましてはの審議は、来月18日の定例会で審議させていただくという、継続でよろしゅうございますか。了解いただけますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、これで本日の案件は終わりましたが、先ほど確認いただきました中で、当局の方が、事務局の方から、新町の事務所の位置あるいは支所の場所等について、再確認いただきたいということで提案いただいております。ここでもう一度確認させていただきたいと思います。

新町の事務所の位置は、美方郡浜坂町浜坂2,673番地の1とする。確定したものにしてほしいということで、はっきりしたものにしたいということでございます。それから2つ目に、温泉町に支所を置く。3番、支所機能は、住民生活に必要な住民サービス業務と地域振興等を担うものとするという、一つのはっきりした筋を出していただけないかということでございますが、いかがでございましょうか。

先ほど申しました内容を一段とはっきりしたものにして、庁舎の位置ということは、現

浜坂庁舎ということで大まかに言いましたが、それではちょっと都合が悪いのではないかとということで、番地まできちんと出したという形でございます。

よろしゅうございますか。御確認いただけましたね。

それでは、御確認いただけたものとして、これを続けたいと思います。

それでは、これですべての本日の議事を終了いたしました。ありがとうございました。これをもちまして本日の会議を終了したいと思います。

申しわけございません。その他の項がございました。その他の項で次回のこと等を諮らせていただきます。

その他の項で、第5回協議会の開催についてをお願いいたします。

事務局、お願いいたします。

阪本事務局長 失礼いたします。

次回の開催でございますけれども、日時を平成16年2月18日水曜日、午後1時半からということでございます。場所につきましては、浜坂町多目的集会施設、2階のホールでございます。3点目の協議事項でございますけれども、予定といたしまして、地方税の取り扱いについて、2点目を議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて、3点目を農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いについて、4点目でございますが、新町建設計画（その2）とありますが、本日でその2は協議終了いたしましたので、その3を提案させていただきたいというふうに考えております。それから、本日、継続となりました新町の名称についてということで、以上、5点の案件を予定をいたしております。以上でございます。

松元議長 ただいまその他の項で説明ございましたが、以上のことにつきまして御質問ございますか。

丸上顧問。

丸上顧問 済みません。次回に来れないんで、どうしても気になるもんで、ちょっと委員の皆さんにお願い申し上げたいと思います。きょう、この新町の名称について候補が出そろったわけでありまして、非常に私が心配をしております、特に浜坂、温泉、おんせんと、こういうようなことで、当初出たのが旧町名であります。管理者なり会長、副会長が互譲の精神ということで言われますけれども、これは本当に2町が合併に向けて進んでいこうということで、気を合わせて進んでおりますので、この旧町名、浜坂町にしますと、これは本庁舎のことで取引どうこうではありません。決まりましたので。しかし、

温泉町民からとりますと、やはり吸収されたという形を、それがバックにあるんだろうと思います。それから、逆に今度は温泉の方の名前を使いますと、これは浜坂町の町民からとりましたら、乗っ取りに遭ったと言っても過言じゃない。こういうことが、私自身、町民から聞いておりますので、この辺のことをひとつ委員の方、十分配慮していただいて次回御審議をいただきたい。決して、私の方がこれがいいということじゃありませんので。ただ、気持ちとして、私は両方の町民の意見も聞いていますし、それから十分本当に両方の町民の気持ちがわかりますので、ひとつ委員の方にこのことをお願いして、決して綱引きでやられないようにお願いしておきたいと思います。次回は私、県の方のことで出席できませんので、少しだけ、ちょっと余計なことですけども、気持ちをお願いを申し上げました。よろしく御判断をお願いします。

松元議長 ありがとうございます。

ただいまの顧問からの御意見でございますので、皆さん参考をお願いしたいと思います。そのほか、皆さんの方で、その他の項でございますか。

西村公子委員。

西村委員 この会場の席づくりのことについて、私個人ですけど、提案をさせていただきたいと思います。

やはり正面はこちらでございます。正面はこちらですから、議長さん、副議長さん、会長さん、副会長さんはやっぱりここに並んでいただくべきものじゃないかと。浜坂方式、浜坂は広いですけども、ああいうふうに、やっぱり正面を向いて、議長さん、副議長さん、会長さんが座っておられます。そういうふうなことを、狭いながらもちょっと考えていただいた方がどうかというふうなことをきょう感じまして、ちょっと私個人ですけども、提案をさせていただきたいと思います。以上です。

松元議長 ただいまの意見、参考にさせていただきますして、事務局、よろしく願いいたします。

ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、これをもちまして閉会をしたいと思います。

副会長、あいさつもらえますか。

どうぞ。

馬場副会長 それでは、第4回目の2町合併協議会の閉会に当たりましてごあいさつを

申し上げます。

大変長時間にわたりまして慎重に御審議いただきましてありがとうございました。とりわけ新町の事務所の位置の決定をいただいたところであります。

実は、昨日、県下66町の町長の会議がございまして、その中で、既に養父市、それからこの氷上郡等発足ということが確定いたしておりますから、最後の町長会になったというふうな、非常に感慨深いものもございました。

あわせて、国の方の三位一体の改革というもので税源の移譲が明確に出てこない。さらには、例えば具体的に義務教育費等の問題、あるいは交付税であったり補助金であったり、これは間違いなく削減の方向に動いております。さらに、国と地方合わせて、天文学的な借金残高というふうなことがございますので、これからの行政、非常に多事多難であります。そういう中であって、その基本となりますこの2町の合併協議、やはりとことん、くどいようではあります、互譲の精神を発揮をしていかなければ、非常に困難な局面がある、今後において、そのように思うところであります。

そういうことを踏まえまして、本日のお礼とさせていただきます。どうもありがとうございました。